

7/4 15:30 ~

令和元年 7月 4日

大都市制度・広域連携促進特別委員会資料

- 1 令和2年度国の施策及び予算に関する提案（案）…………… 資料 1
- 2 令和2年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案…………… 資料 2
- 3 近隣市町村との連携の取組について…………… 資料 3

資 料 1

7/4

15:30

令 和 2 年 度

国の施策及び予算に関する提案（案）

令 和 元 年 7 月

指 定 都 市

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対する税制上の十分な措置がなされていません。また、法律により消費税率の引上げが決定していますが、地方法人税の影響により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。さらに、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっていることに加え、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源及び権限の一体的な移譲による真の分権型社会の実現に向け、令和2年度国家予算編成に当たり特に重要な事項を以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

令和元年7月

指定都市市長会

札幌市長 秋元克広
仙台市長 郡和子
さいたま市長 清水勇人
千葉市長 熊谷俊彦
川崎市長 福田紀彦
横浜市長 林文彦
相模原市長 本村賢太郎
新潟市長 中原八信
静岡市長 田辺宏友
浜松市長 木村一信
名古屋市長 河田康友
京都市長 木村大作
大阪市長 川井一喜
堺市長 松井英喜
神戸市長 藤井喜雅
岡山市長 元森雅一
広島市長 大松健一
北九州市長 北橋一治
福岡市長 島島重一
熊本市長 高島一史

指定都市議長会

札幌市議会議長 五十嵐徳
仙台市議会議長 斎藤範
さいたま市議会議長 渋谷佳
千葉市議会議長 岩山雅
川崎市議会議長 正直人
横浜市議会議長 将山誠
相模原市議会議長 豊裕史
新潟市議会議長 藤川一
静岡市議会議長 孝樹
浜松市議会議長 一郎
名古屋市議会議長 丹羽一
京都市議会議長 ひろし
大阪市議会議長 田和一
堺市議会議長 三和也
神戸市議会議長 達彦
岡山市議会議長 雅彦
広島市議会議長 春彦
北九州市議会議長 幸一
福岡市議会議長 真助
熊本市議会議長 之助
阿倉重

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	6
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 子ども・子育て支援の充実	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
7 インフラ施設の長寿命化対策	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
8 学校における働き方改革の推進	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
10 義務教育施設等の整備促進	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
12 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
13 下水道施設の改築への国費負担の継続及び国土強靭化のための財源の確保 ..	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	
14 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実	20
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
15 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	21
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方公共団体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項<個別行政分野関係>]

6 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方公共団体の事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講ずること。
- (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方公共団体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。
- (5) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための処遇改善に要する経費への財政措置の充実を図ること。
- (6) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営のための制度改善及び財政措置を講ずること。

7 インフラ施設の長寿命化対策

- (1) 国民の生命と暮らしを守るために、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供すること。

8 学校における働き方改革の推進

- (1) 専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、より一層の財政措置を講ずること。
- (2) 更なる教職員定数の改善を図ること。
- (3) スクールカウンセラーなどの専門家を定数化し、国庫負担の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

- (1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

10 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策など、計画的な学校施設整備推進のために必要な財政措置を講ずること。
- (2) 補助要件の緩和や補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- (3) 防災・減災機能の強化のために必要な財源を継続的に確保すること。
- (4) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。
- (2) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (3) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

12 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充

- (1) 介護報酬の改定や制度改革等を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映すること。
- (2) 地域支援事業については、必要な財政措置を講ずること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業における上限枠の個別判断に当たっては、地方公共団体の実情に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 指定都市の主体的な取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市の配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。
- (4) 給付費の増大に伴い介護保険料が上昇し、保険料や利用料の負担が重くなっていることから、保険料軽減強化策の完全実施にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。

13 下水道施設の改築への国費負担の継続及び国土強靭化のための財源の確保

- (1) 下水道施設の改築に係る国費負担について、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、今後増大する改築に対して確実に継続すること。
- (2) 浸水対策をはじめ、地震対策など、国土強靭化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。

14 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実

- (1) 介護職員等の給与などの処遇改善や、労働環境等の改善について財政措置を図ること。
- (2) 鑑別診断のできる医師の確保のために、養成機関の整備や診療報酬を改定するなど必要な措置を講ずること。

15 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

- (1) 生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費を全額国庫負担とする他、金融機関等への回答の義務付け等必要な措置を地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。
- (2) ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率の引上げを行う等、十分な財政措置を講ずること。

[提案事項詳細説明]

＜税財政・大都市制度関係＞

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

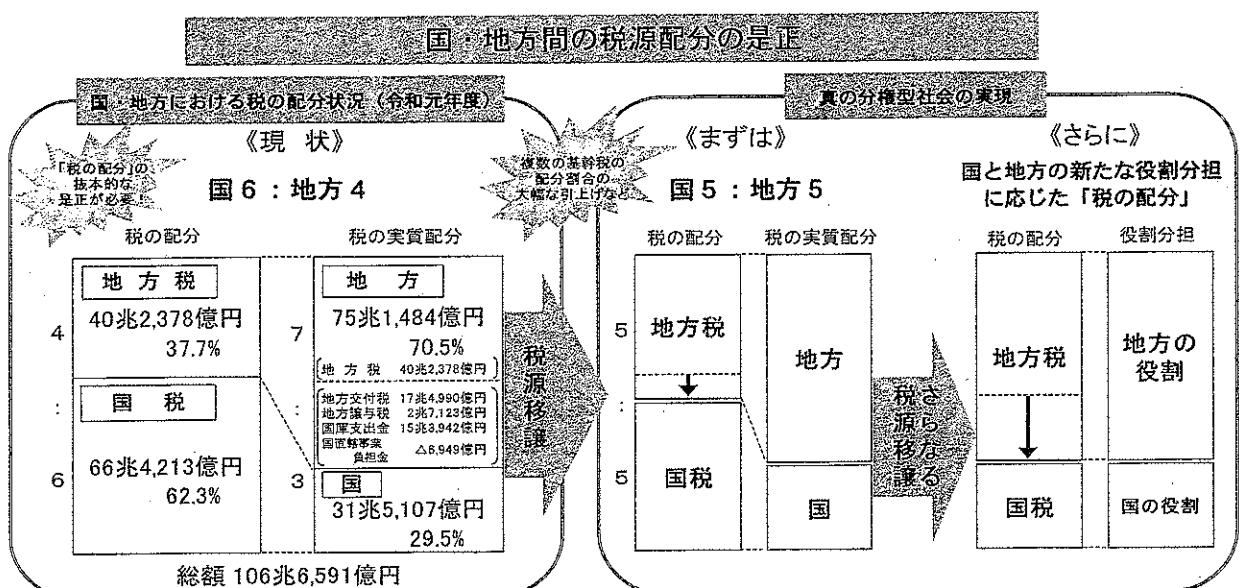
- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方公共団体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

【要請の背景】

- (1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

- (2) 地方公共団体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再分配する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減すことなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、今後、地方と国との税の配分格差が更に拡大する。

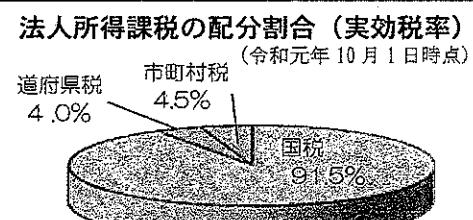
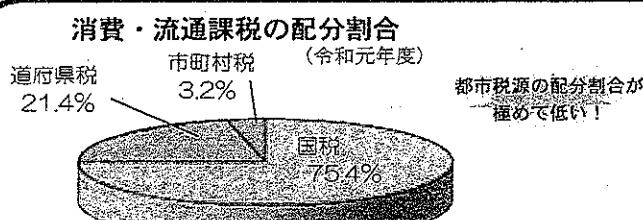
2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要がある。
- (2) 指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。なお、眞の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



大都市特例事務に係る税制上の措置不足額（令和元年度予算に基づく概算）

大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

約3,800億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの

左の経費に対する税制上の措置

約2,300億円

税制上の措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、道府県から指定都市への新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額についても、税制上の措置が必要！！

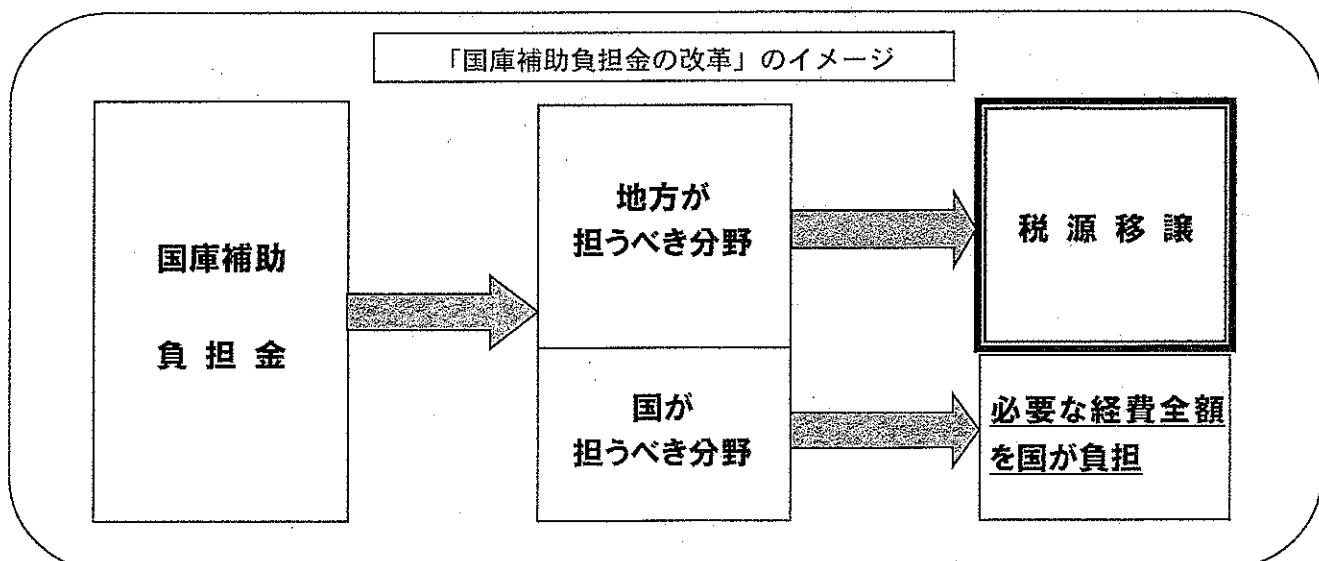
国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

【要請の背景】

- (1) 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- (2) 税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

【要請の背景】

- (1) 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。また、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、社会保障と税の一体改革や人づくり革命等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
なお、地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方公共団体が地域の実情を踏まえて、各自の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。
- (2) 臨時財政対策債は指定都市への配分が多くなる算定方法となっているため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。
- (3) 地方交付税は、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市に限定した削減は決して行うべきでない。あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

○地方交付税の削減状況 ※（）は人口一人当たりの金額

	平成15年度決定額	平成30年度決定額	削減額	削減率
全国総額	18兆 693億円	16兆1,181億円	△1兆9,512億円	△10.8%
	8兆 908億円 (6.4万円)	7兆7,924億円 (6.1万円)	△2,984億円	△3.7%
指定都市総額	9,433億円 (3.6万円)	7,012億円 (2.6万円)	△2,421億円	△25.7%

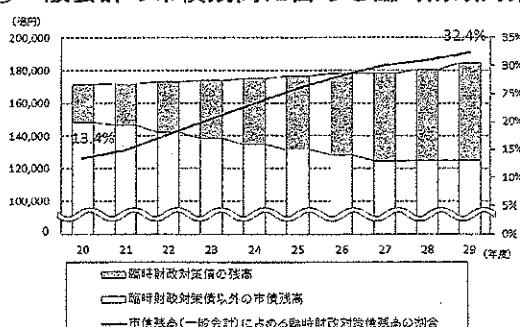
臨時財政対策債の配分状況 (平成30年度決定額)	
■ 全国総額	臨時財政対策債(19.8%) 3兆 9,865億円
■ 指定都市総額	地方交付税 (80.2%) 16兆 1,181億円
■ 指定都市総額	臨時財政対策債(46.7%) 6,132億円
■ 指定都市総額	地方交付税 (53.3%) 7,012億円

指定都市は
地方交付税
を著しく削減
されている

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成30年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

○一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合（指定都市総額）



臨時財政対策債は、
市債発行額抑制や市債残高削減
の支障となっている

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

【要請の背景】

地方自治法の施行から70年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。現行の指定都市制度は、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度ではない。

このような諸課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするために、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中には存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。

現状

現行の指定都市制度

直面する問題や求められる役割に十分に対応できない

指定都市はそれぞれが異なる特性を持つ

規模の違い、歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割

目指す姿

多様な大都市制度の早期実現

- ・大幅な事務・権限と税財源の移譲
- ・「特別自治市」制度の法制化など

全国一律の画一的な制度の運用は適切ではない

＜個別行政分野関係＞

6 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方公共団体の事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講ずること。
- (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方公共団体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。
- (5) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための処遇改善に要する経費への財政措置の充実を図ること。
- (6) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営のための制度改善及び財政措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を実現するために国として必要としている1兆円超程度の財源について、恒久的な確保策を講じ、施設型給付及び地域型保育給付の公定価格に反映させるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることが必要である。
- (2) 幼児教育・保育の無償化等の制度改正に伴い近年増加している地方公共団体における事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講すべきである。
- (3) 待機児童対策のための保育所、認定こども園等の施設整備に係る交付金や補助金について、補助率の嵩上げ要件の緩和や補助率の更なる拡充を図るべきである。
- (4) 子ども・子育て支援の担い手となる保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充を図るとともに、地方公共団体のそれぞれの特色を生かした保育士確保策に対する財政措置の充実を講すべきである。
- (5) 放課後児童クラブ等の運営費において、要配慮児童への加配対応を始めとする質の向上や放課後児童支援員等人材確保のための処遇改善に要する経費への更なる財政措置の拡充を図るべきである。
- (6) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営には、人材及び活動場所の確保とともに、2つの事業が円滑に連携することのできる制度改善及び財政措置が必要である。

子どもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、

国による財政措置・制度の充実、補助の拡大が必要

子どもと子育て家庭にやさしい社会の構築

- ・待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実
- ・地域の子育て支援の充実
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減

ほか

- | | | |
|--------------|-------------|----------------|
| ・共働き家庭等の増加 | ・待機児童問題 | ・配慮を必要とする児童の増加 |
| ・女性の就業率の上昇 | ・保育士の不足 | ・放課後児童支援員の不足 |
| ・保護者の多用な就労形態 | ・保育ニーズの掘り起し | ほか |

7 インフラ施設の長寿命化対策

- (1) 国民の生命と暮らしを守るために、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をすること。

【要請の背景】

- (1) 地方公共団体が管理する道路、河川、上下水道などのインフラ施設の多くについて老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新を行わなければ、米国で見られた重大事故の発生のように、国民生活や社会生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。地方公共団体においては、事故の未然防止やコスト縮減、予算の平準化を図るために、各インフラ施設の長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な取組を進めていくが、次世代への良好なインフラ施設の継承を可能にするため、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保すべきである。
- (2) 国においても、増加する維持管理費用の縮減に向け、推奨技術等に選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方公共団体が広く活用できるよう、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をするべきである。



写真1 橋梁崩落事故の状況

出典左：米国ミネアポリス橋梁崩壊事故に関する技術調査報告 2007

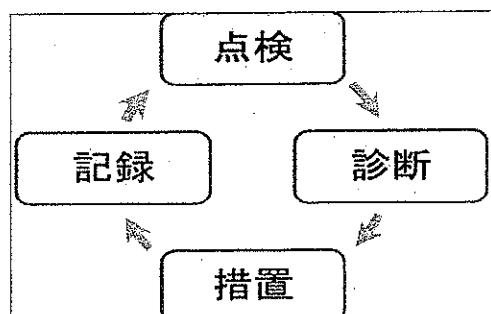


図1 メンテナンスサイクルのイメージ図

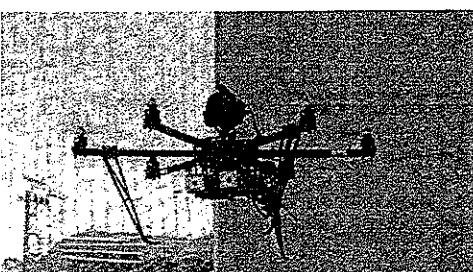


写真2 新技術の開発（点検法の見直し）

出典左：橋梁維持管理技術の現場検証・評価の結果
(次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会)

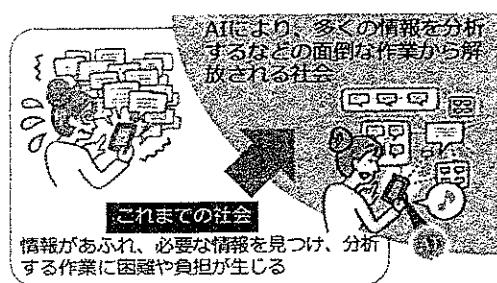


図2 AIの活用（点検作業のコスト低減）

出典右：Society 5.0 で実現する社会抜粋（内閣府 HP）

8 学校における働き方改革の推進

- (1) 専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、より一層の財政措置を講ずること。
- (2) 更なる教職員定数の改善を図ること。
- (3) スクールカウンセラーなどの専門家を定数化し、国庫負担の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

【要請の背景】

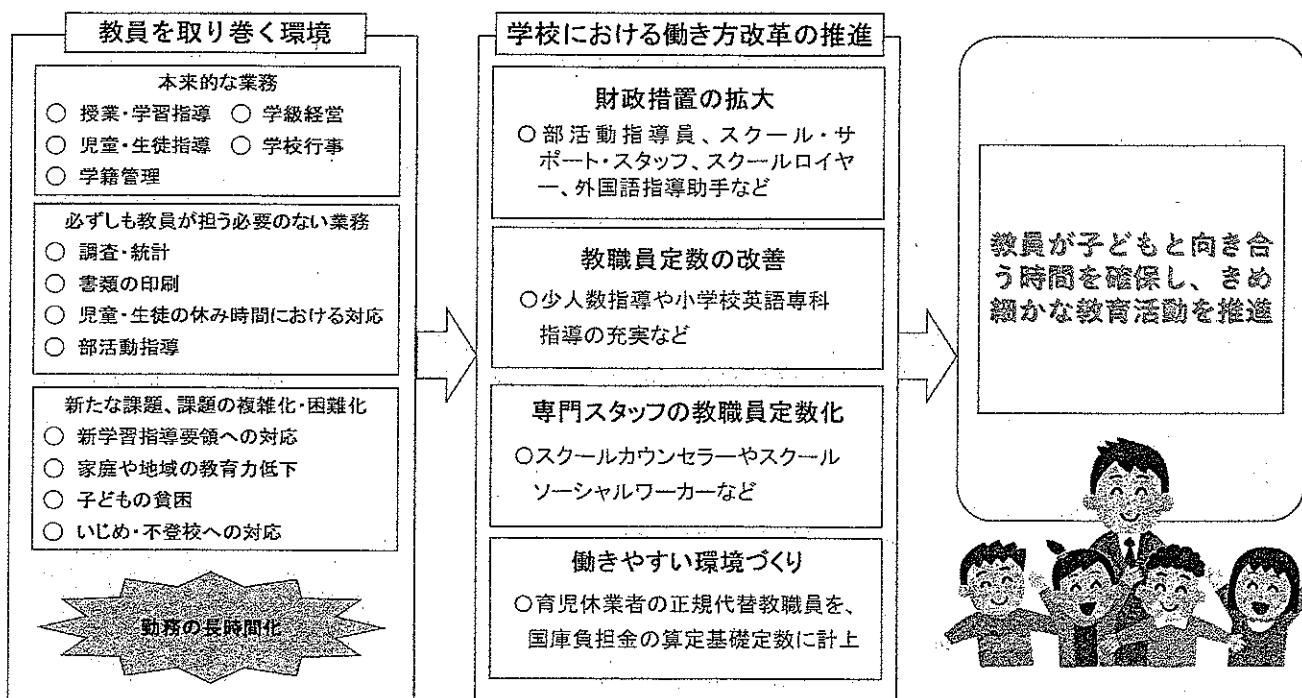
(1) 学校が抱える課題がより複雑化・困難化する中で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子ども一人一人の個性を大切にしたきめ細かな教育活動を進めるためには、学校における業務の明確化・適正化を図るなど、学校における働き方改革を推進する必要がある。

そのため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手等の配置など教員の負担軽減のための施策について、配置数の拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げ、補助率の嵩上げ、補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等を補助対象に加えるなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講ずべきである。

(2) 少人数指導や小学校での教科担任制の充実及び加配教員の要件緩和等、更なる教職員定数の改善を図るべきである。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けるべきである。

(4) 産前産後休暇取得者、育児休業者等が増加傾向であることを踏まえ、働きやすい環境づくりを進めるため、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるべきである。



9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

- (1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 市町村国保は、他の医療保険制度と比較して、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造上の問題を抱え、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により財政は非常に厳しい状況にある。多くの市町村は、保険料収納対策や医療費適正化等、事業の健全な運営に向けて懸命に取組を進めているが、いまだ一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況である。先般の医療保険制度改革における公費拡充や都道府県単位化の実施により一定の効果は期待できるものの、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至らず、その対策が急務である。国民皆保険制度を安定的に持続可能な制度としていくためには、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すべきである。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険の構造的問題の解決に必要な財政措置の実施及び地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置の廃止等、安定的な制度運営に向けた対策を講ずべきである。

●市町村国保が抱える構造的な課題

市町村国保の現状

- ・高齢化、医療技術の高度化
⇒ 一人当たり医療費は増加
- ・低所得者の加入割合が高い
⇒ 財政基盤が脆弱

被保険者・保険者の重い負担

- ・被保険者の重い保険料負担
- ・一般会計からの多額の繰入
- ・多額の累積赤字

財政は従来から危機的な状況！

平成29年度市町村 国保財政状況

赤字補填の法定外繰入	1,751億円
実質収支	450億円の赤字

一本化が実現するまでの間は・・・

抜本的改革
が必要！

●医療保険制度の一本化

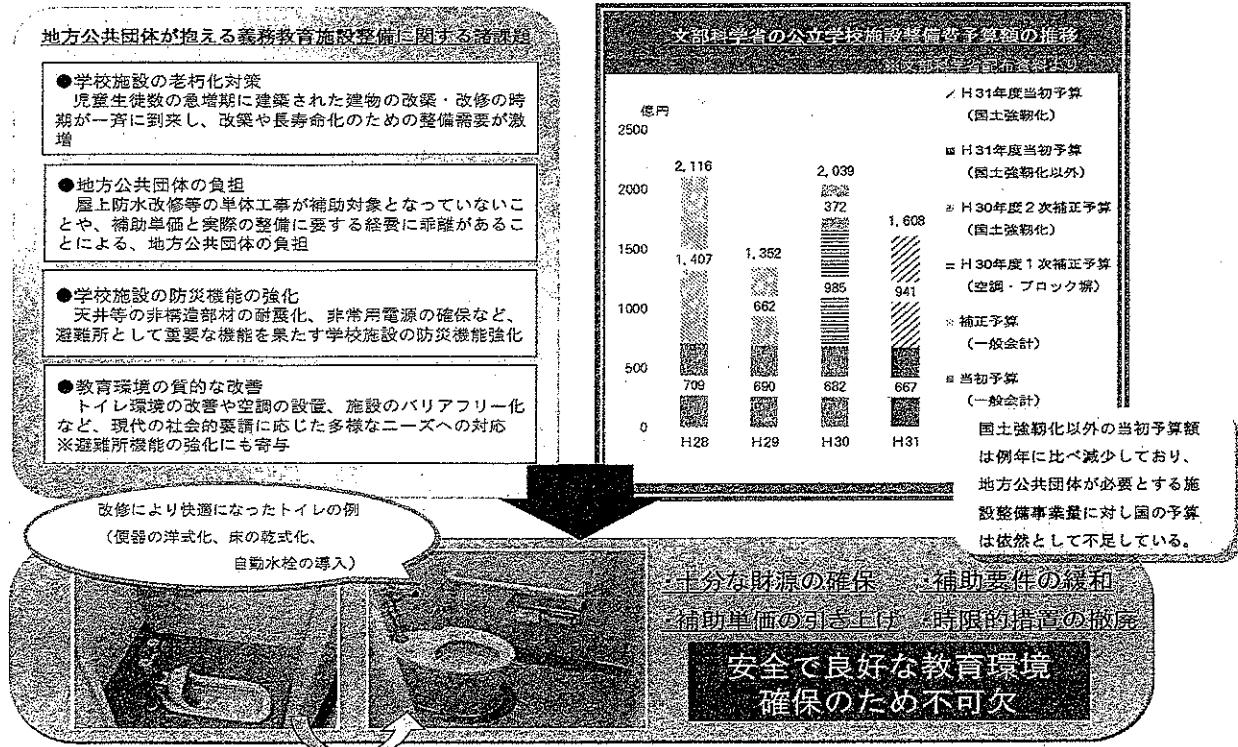
国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革が必要。

10 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策など、計画的な学校施設整備推進のために必要な財政措置を講ずること。
- (2) 補助要件の緩和や補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- (3) 防災・減災機能の強化のために必要な財源を継続的に確保すること。
- (4) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

【要請の背景】

- (1) 全国の学校施設のうち、築25年以上の要改修施設が約7割を占める状況の中、老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改良事業等への対応が急務である。学校規模の適正化を図るとともに、安全で良好な教育環境を確保するため、地方公共団体が計画的に学校施設整備に取り組むことができるよう、必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図るべきである。
- (2) 老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改良事業等について、屋上防水改修等の単体工事を補助対象とするなどの補助要件の緩和や、依然として実際の整備に要する経費との間に乖離がある補助単価の更なる引上げ等の制度の充実を図るべきである。
- (3) 近年多発している大規模災害発生時に避難所としての機能を果たすべき学校施設の防災・減災機能の強化については、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により事業費が確保されているところであるが、計画期間中に全ての事業を実施することは困難であるため、時限的措置とはせず、必要な財源を継続的に確保すべきである。
- (4) 平成30年度に臨時に措置された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用した空調設備設置事業について、多数の学校を抱える指定都市においては、整備完了までに相当の期間を要するため、時限的措置とはせず、必要な財源を継続的に確保すべきである。



11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。
- (2) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (3) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

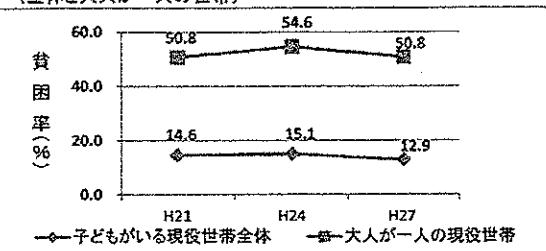
【要請の背景】

- (1) 子ども医療費助成制度は、各地方公共団体がそれぞれ制度設計していることで、対象年齢や自己負担額など異なる制度での実施となり、住んでいる地域で差異が生じている状況である。安心して子どもを産み・育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国において、新たな医療費助成制度を創設すべきである。また、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成成分の減額措置は廃止されたが、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、全ての減額措置を廃止すべきである。
- (2) ひとり親家庭の相対的貧困率は子どものいる現役世帯全体の相対的貧困率の約4倍という状況を踏まえ、児童扶養手当引上げなどの経済的支援や、ひとり親家庭の親や子の就労支援など、自立に向けた各種支援策の拡充・強化を図るべきである。
- (3) ひとり親家庭や生活保護世帯の子どもの大学や高校への進学率が全世帯と比べ低い割合となっている状況や、ひとり親家庭の親の就業率が全世帯と比べ高い割合となっている家庭環境を踏まえ、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、学習支援や居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策の拡充・強化を図るべきである。

◆ひとり親家庭の現状

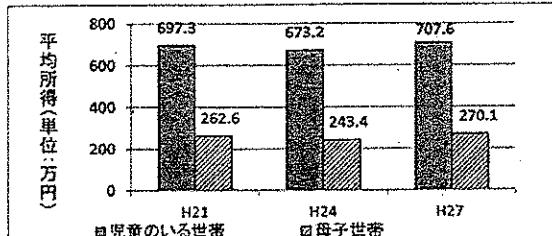
- ① ひとり親家庭の相対的貧困率は、子どもがいる現役世帯全体の相対的貧困率の約4倍 ⇒図1
→ひとり親家庭の相対的貧困率 50.8% (子どもがいる現役世帯の相対的貧困率 12.9%)
 - ② 母子世帯の平均所得は、児童のいる世帯全体の4割以下 ⇒図2
→母子世帯の平均所得 270.1万円 (児童のいる世帯の平均所得 707.6万円)
 - ③ 母子世帯の母で、現在も養育費を受給している割合は1／4以下
→現在も養育費を受けている母子世帯 24.3% 額が決まっている世帯の平均月額 43,707円
 - ④ 母子世帯の非正規雇用の割合は約半数
→母子世帯の非正規雇用割合 48.4% (パート・アルバイト等 43.8% 派遣社員 4.6%)
 - ⑤ ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業後の進学率は6割以下
→ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業後の進学率 58.5% (全世帯の高等学校卒業後の進学率 73.0%)
- 【出典】: ①、② H28年国民生活基礎調査(厚生労働省) ③、④ H28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)
⑤ H29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況(内閣府)

■図1 子どもがいる現役世帯(*)の相対的貧困率
(全体と大人が一人の世帯)



* 現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

■図2 児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得



ひとり親家庭は依然経済的に厳しい環境にあり、貧困の世代間連鎖を断ち切る支援策の拡充・強化が必要

12 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充

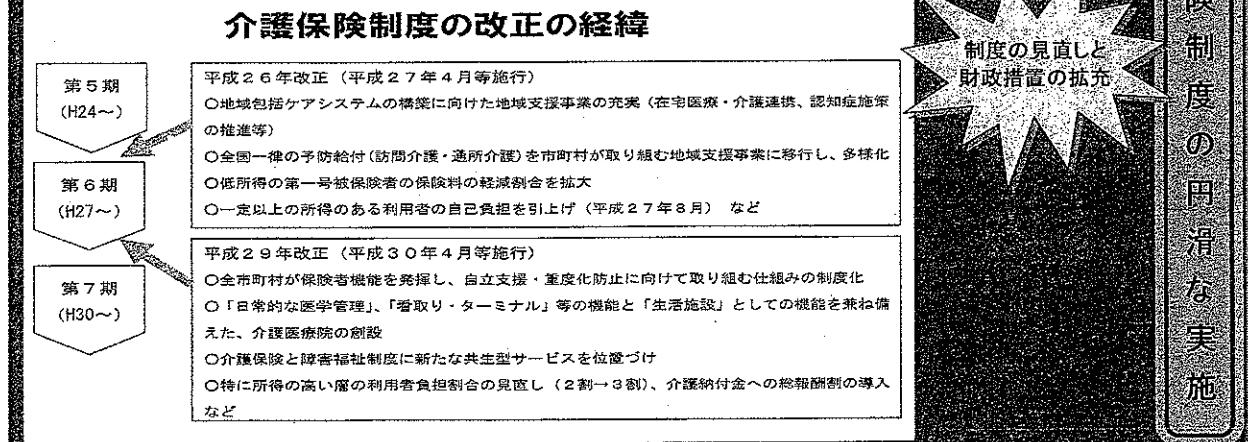
- (1) 介護報酬の改定や制度改正等を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映すること。
- (2) 地域支援事業については、必要な財政措置を講ずること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業における上限枠の個別判断に当たっては、地方公共団体の実情に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 指定都市の主体的な取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市の配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。
- (4) 給付費の増大に伴い介護保険料が上昇し、保険料や利用料の負担が重くなっていることから、保険料軽減強化策の完全実施にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。

【要請の背景】

- (1) 介護保険制度が、円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に反映し、介護報酬の改定や制度の改正等を行うべきである。
- (2) 地域支援事業の実施に当たっては、運営状況の把握に努め、地域の実情に応じて多様なサービスができるよう、必要な財政措置を行うこと。特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、都市部において事業費の増加が見込まれ、上限額を超えることも想定されることから、上限額を超える場合には個別協議により柔軟に対応すべきである。
- (3) 地域医療介護総合確保基金については、指定都市が地域の実情に応じた主体的な取組ができる仕組みとなるよう、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講すべきである。
- (4) 保険料においては、平成27年度から公費による低所得者への軽減が一部実施され、平成31年4月からは更に低所得者への軽減が強化されたが、今後の保険料上昇を踏まえると十分とはいえない、利用料の軽減においては、現行制度における負担軽減対策では十分とはいえないため、国の責任により、保険料及び利用料について、更なる負担軽減策を実施すべきである。

介護保険制度の喫緊の課題

- | | | |
|---|------------------------------------|--|
| ○地域支援事業費の増加
・独居高齢者の増加
・高齢化に伴う生活援助等のサービス提供増加 | ○地域医療介護総合確保基金の運用改善
・指定都市への配分枠確保 | ○保険料、利用料の軽減
・平成31年4月から本来軽減する二分の一の保険料軽減を実施
・利用料の負担軽減が十分とはいえない状況 |
|---|------------------------------------|--|

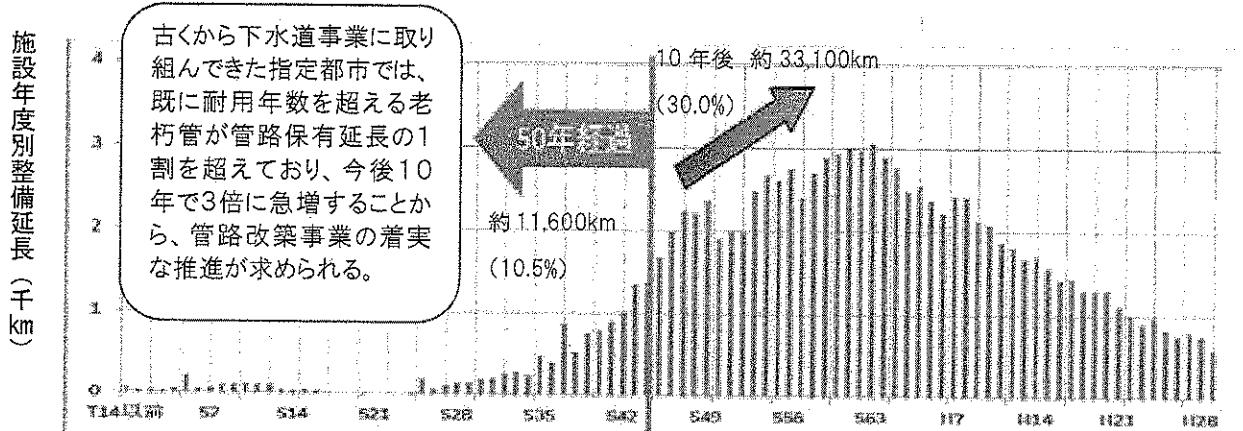


13 下水道施設の改築への国費負担の継続及び国土強靭化のための財源の確保

- (1) 下水道施設の改築に係る国費負担について、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、今後増大する改築に対して確実に継続すること。
- (2) 浸水対策をはじめ、地震対策など、国土強靭化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。

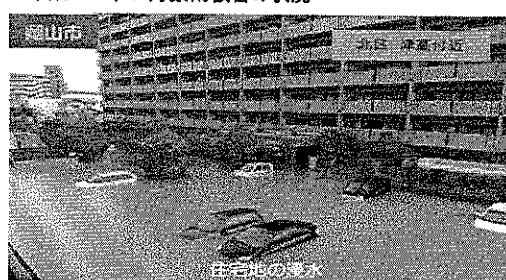
【要請の背景】

- (1) 平成29年度財政制度等審議会で、下水道施設の改築は「原則として、使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき」と提示された。下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、公共的役割の高い施設であり、その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。仮に、改築に係る国費負担がなくなった場合、人口減少が本格化する中、様々な経営努力を行っても著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなる。また、十分な財源が確保できない場合、下水道施設の改築が進められず、管破損による汚水流しや道路陥没の発生、下水処理機能の停止など、住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。下水道の公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から下水道施設の改築に対して、国費負担を確実に継続すべきである。
- (2) 近年、計画規模を超える大雨により都市部で浸水被害を受けるとともに、大規模地震により下水道施設に大きな被害が発生するなど、全国各地で住民生活や社会経済活動に深刻な影響を及ぼしている。人口や資産が集中する指定都市で被害が発生すると、その影響は国全体に及ぶ恐れがある。このような状況を踏まえ、浸水対策及び地震対策などの国土強靭化に係る費用について、必要な財源を十分確保すべきである。



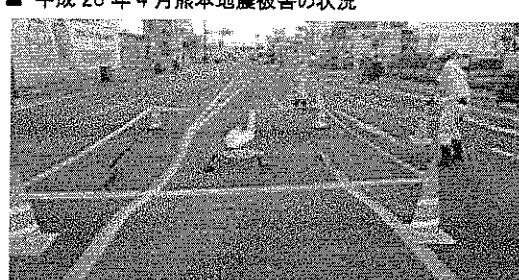
指定都市における年度別管路整備延長（総延長：約 110,319km）

■ 平成30年7月豪雨被害の状況



（出典：岡山市）

■ 平成28年4月熊本地震被害の状況



（出典：熊本市）

14 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実

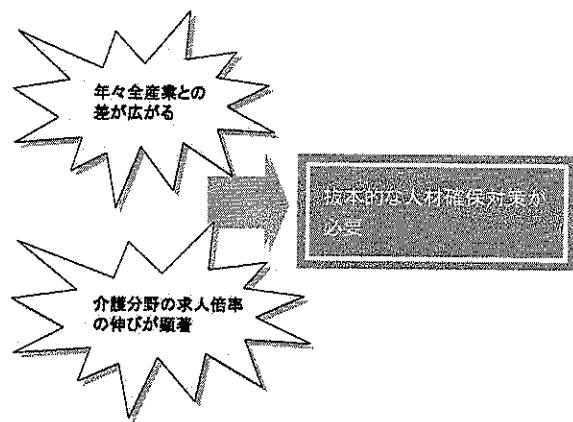
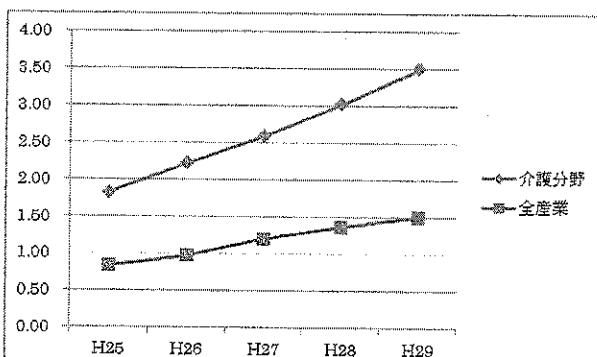
- (1) 介護職員等の給与などの待遇改善や、労働環境等の改善について財政措置を図ること。
- (2) 鑑別診断のできる医師の確保のために、養成機関の整備や診療報酬を改定するなど必要な措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 社会福祉事業等従事者が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする待遇の改善を行うことは、国民生活に関わる喫緊の課題である。介護職員の待遇改善については、介護報酬の改定等の中で対応することとされ、障害福祉人材についても、介護職員の待遇改善を参考に適切な対応が行われてきた。これらの分野における人材の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るために、引き続き給与、福利厚生の充実をはじめ、夜間勤務の軽減、労働時間の短縮や週休2日制の完全実施に向けた職員配置基準の見直し、従事者の負担軽減を図るために介護ロボットの導入等による労働環境の改善、外国人材の受入環境の整備、資質の向上を図るために仕組みの構築など、財政措置の拡充等の対策を講ずべきである。
- (2) 発達障害や療育に関する相談が増加している中、鑑別診断のできる医師が不足し、長期の診断待機が生じており、精神科・児童精神科・小児整形外科・小児科・小児神経科医師の確保が喫緊の課題であるため、これらの診療科の医師を確保するため、養成機関の整備や診療報酬を改定すべきである。

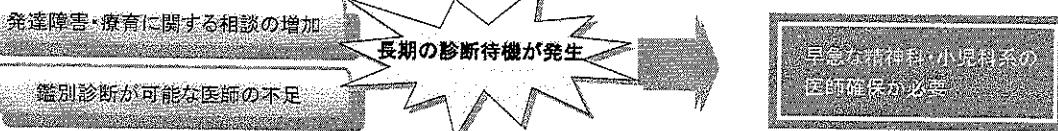
○介護人材の確保

有効求人倍率(介護分野、全産業)



出典：平成30年9月6日「福祉・介護人材の確保に向けた取組」から
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

○医療人材の確保



必要な対策を国の責任において実施

- 介護職員等の労働環境の改善等を図るために、財政措置の拡充等
- 精神科・児童精神科・小児整形外科・小児科・小児神経科医師の確保のための養成機関の整備や診療報酬の改定

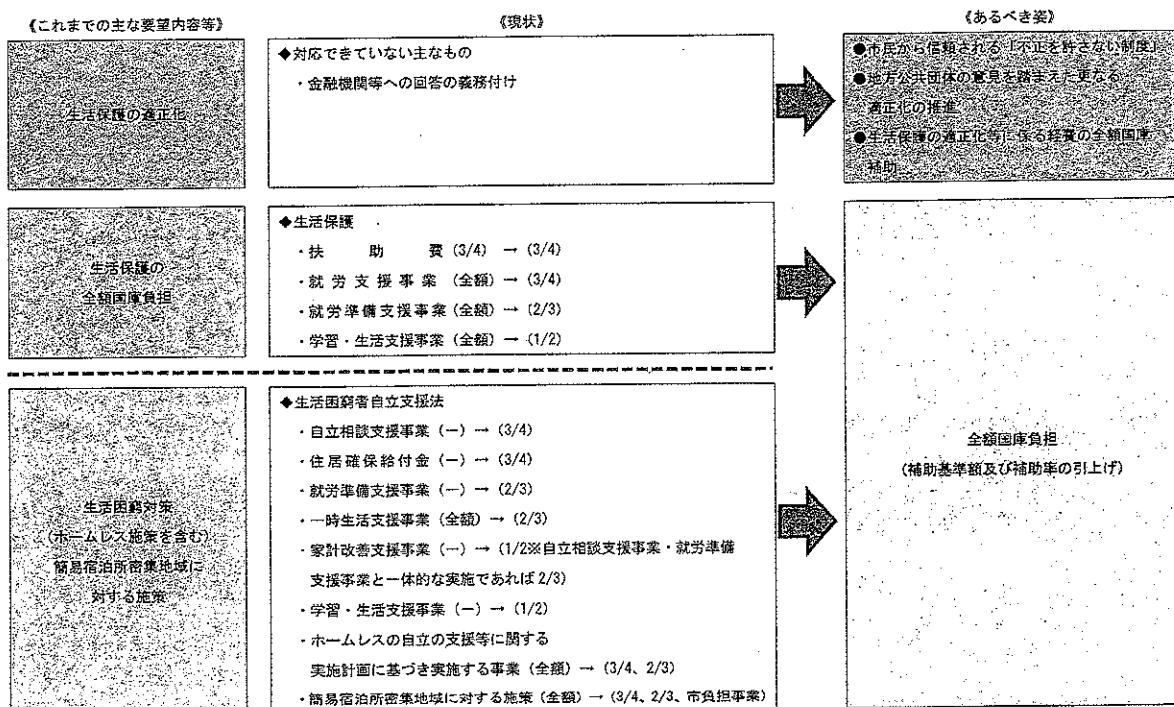
15 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

- (1) 生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費を全額国庫負担とする他、金融機関等への回答の義務付け等必要な措置を地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。
- (2) ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率の引上げを行う等、十分な財政措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 生活保護制度の更なる適正化を推進するために、生活保護費を全額国庫負担とする他、金融機関等への回答の義務付け等について、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講すべきである。あわせて、地方公共団体が実施する適正化事業に係る経費においても全額国庫補助とすべきである。
- (2) 生活困窮者自立支援制度において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を行うためには、特に地域コミュニティが希薄化した大都市において、より実効性のある支援が実施できるよう、自立相談支援事業や任意事業等に要する経費の補助基準額及び補助率の引上げを行う等、国の責任において必要十分な財政措置を講すべきである。

特に、ホームレス対策及び簡易宿泊所密集地域に対する施策については、一地方公共団体の負担において対応すべきものではないため、全額国庫負担とすべきである。



(再生紙使用)

7/4 15:30~

令和 2 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 す る 重 点 事 項 の 提 案

令和元年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 232 万人を擁する大都市であり、2026 年の第 20 回アジア競技大会開催と 2027 年のリニア中央新幹線開業に向けたまちづくりを着実に進めるなど、名古屋大都市圏の中心都市として、圏域のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでいます。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生します。これにより、観光、産業、地域間連携など幅広い分野で新たな価値が創出され、その中央に位置する名古屋は一大交流拠点となることが期待されています。その一方で、今後の人口減少及び少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策は喫緊の課題となっております。

住民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って取組みを進め、課題解決を図るべきであります、そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に圏域の中心都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲することが必要不可欠であります。こうした真の分権型社会が実現するまで、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和 2 年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現により、本市は国の掲げる地方創生及び一億総活躍社会の実現に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引していくことができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	新たな大都市制度の創設	3
3	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化等	5
4	地域強靭化に向けた防災対策	9
5	施設の老朽化対策	13
6	交通安全対策	15
7	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	17
8	子どもの健やかな育ちの支援	19
9	教育行政の充実	23
10	名古屋城（名城公園）の整備	25
11	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	27
12	瑞穂公園体育館（仮称）の整備	29
13	堀川の総合的な整備	30
14	名古屋圏道路ネットワークの整備等	31
15	名古屋港の整備	33
16	容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化等	35
17	アジア競技大会の開催に対する支援	36

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分のは是正

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、眞の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差のは是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。なお、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。
- ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

<提案の背景>

眞の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分のは是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすべきである。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた

税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再分配する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、また、眞の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

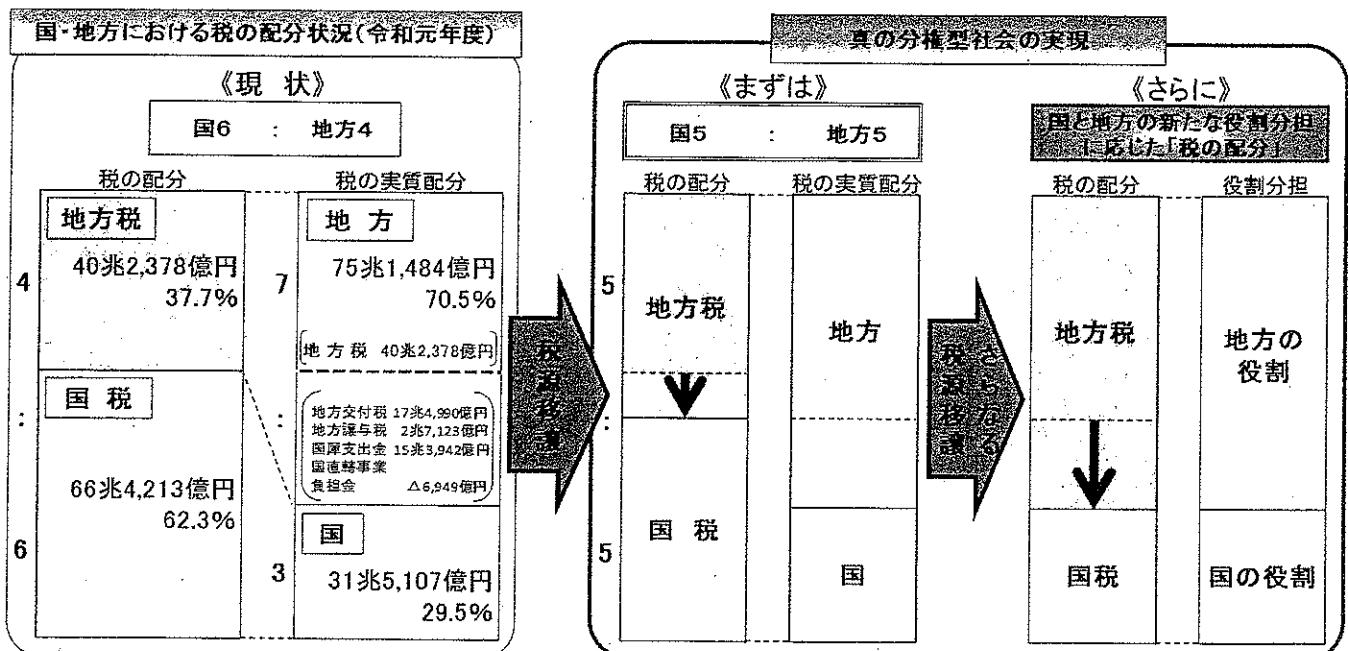
さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

(地方交付税の改革等)

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。なお、地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方公共団体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 新たな大都市制度の創設

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 新たな大都市制度の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことなどを基本とする「特別自治市」を創設すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
<ul style="list-style-type: none">・人口減少社会の到来や高齢化の進展・国際的な都市間競争の激化・地域コミュニティの機能低下・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加	<ul style="list-style-type: none">・リニア中央新幹線の開業・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等・圏域を取り巻く厳しい経済環境・広域的な取組みに対するニーズの高まり	<ul style="list-style-type: none">・特例的・部分的な事務配分・大都市が担う事務、役割に対応できない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一體的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引

行政財政面における自主・自立

地域ニーズへのきめ細かな対応

基本的な方針

圏域における自治体連携の推進

「特別自治市」の創設

- ◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。
- ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを發揮する。
- ◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。
- ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。
- ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要

- 法人需要・インフラ需要
企業活動支援
道路整備
下水道整備など
- 都市的課題から発生する需要
生活保護費
保育所関係経費
ホームレス対策費など

道府県に代わって行政サービスを提供

- 地方自治法に基づくもの
児童福祉
食品衛生
土地区画整理事業など
- その他法令に基づくもの
国・道府県道の管理
定時制高校人件費
衛生研究所など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

3 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化等

(内閣府、国土交通省)

【提案内容】

- (1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進
 - ・スーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるため、アクセス性の向上や総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化について、スーパー・メガリージョン関連プロジェクトと位置付け、都市再生の新たな取組みとして強力に推進すること。
 - ・整備には相当規模の投資が必要であり、時機を失せず着実に進めるため、国家的プロジェクトとして制度を創設・拡充し、特別な財政措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上に対する支援
 - ・駅と高速道路とのアクセス向上には、出入口の追加・改良等が必要であるため、有料道路事業として整備を進めることについて支援をすること。
 - ・整備には相当規模の投資が必要であることから、必要な財源を確保するとともに、名古屋高速道路を始めとする中京圏の高速道路ネットワークを賢く使うため、早期に高速道路料金の見直しを進めること。
 - ・見直しに当たっては、利用度合いに応じた公平な料金体系を基本とし、名古屋高速道路の償還制度を必要に応じて見直しつつ、環状道路の迂回機能の促進や管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系など利用者にとって使いやすく合理的な料金体系を、利用者のニーズも踏まえて決定すること。
- (3) 中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現
 - ・滑走路のメンテナンス時間の確保、将来的な大規模改修への対応、リダンダンシー機能やグローバルな交流のさらなる充実のため、地域と連携して二本目滑走路を始めとする機能強化に向けた調査検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- (4) 訪日外国人旅行者の受入環境整備
 - ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

リニア中央新幹線の開業が令和9年に迫る中、開業によって出現するスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化、本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化及び増加する訪日外国人旅行者の受入環境整備が必要である。

(名古屋駅のスупーターミナル化の推進)

首都圏・中部圏・近畿圏が一体化した世界最大級のスーパー・メガリージョンを我が国の国際競争力強化につなげるために、その要として世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスупーターミナル化が不可欠であり、中部圏広域地方計画においても、我が国の成長をけん引していく方策に位置付けられている。

リニア中央新幹線名古屋駅の建設工事が本格的に進む中、本市においては、平成31年1月に駅前広場の再整備の方向性等を示す「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」などを策定し、本年度には都市計画手続きや一部準備工事にも着手する予定である。また、名古屋駅周辺における都市機能の強化や防災性の高い空間の確保、駅とその周辺地区との回遊性強化によるにぎわいの創出などにも取り組んでいる。

リニア開業が迫る中、名古屋駅のスупーターミナル化に地域が一丸となって取り組むため、本市では「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」を設置したところであるが、さらなる財源の確保が必要である。

名古屋駅を起点とした2時間交流圏人口は、リニア中央新幹線全線開業時で約8,300万人と全国最大規模となり、その中心となる名古屋駅のスупーターミナル化に向けた整備を、時機を失せず着実に進めるためには、スーパー・メガリージョン関連プロジェクトと位置付け、都市再生の新たな取組みとして推進することが不可欠である。さらに、大動脈の結節点である名古屋駅において、スーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮するためには相当規模の投資を要することから、交通結節性や防災機能の強化を推進していくための補助制度の創設・拡充など、特別な財政措置などを講ずる必要がある。

(リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上に対する支援)

リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、名古屋駅周辺の高速道路出入口の追加・改良等について、有料道路事業として早期に整備を進める必要がある。その整備推進には相当規模の投資が必要なため、利用者目線に立った料金体系を目指す中で、制度上の工夫が必要となる。

(中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現)

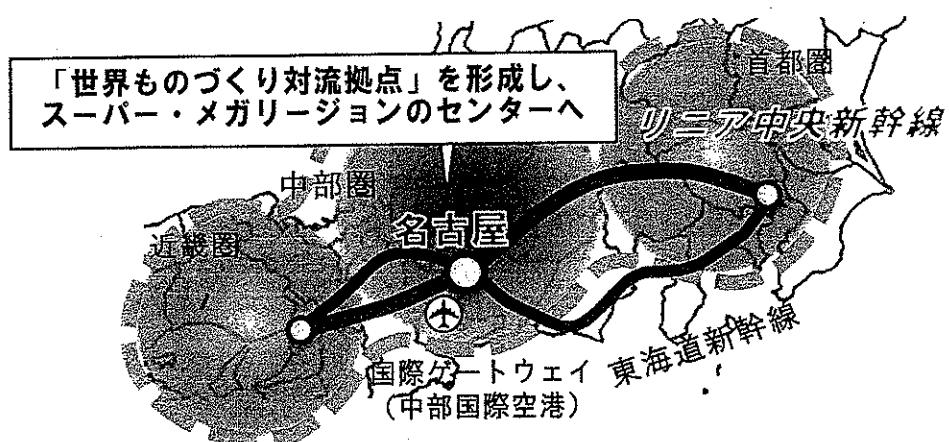
中部国際空港では、国際旅客便を始めとした新規就航が相次ぐ中、令和元年9月にはLCCのビジネスモデルに沿った新ターミナルビルが開業し、国際拠点空港としての機能が一層充実する。しかし、滑走路が一本である現状においては、滑走路等のメンテナンス時間の確保や将来的な大規模改修への対応が困難であることから、ピーク時間帯を含め航空便の受け入れ制約が現実味を帯びている。スーパー・メガリージョン形成を見据え、社会・経済活動のグローバルな交流を支える国際拠点空港としての役割を十分に発揮していくためにも複数滑走路は必要不可欠である。また、首都圏と関西圏の中間に位置し広域的な交通、物流ネットワークの結節点である中部国際空港が社会インフラとしてリダンダンシー機能を持つことは、国土強靭化の面からも必要である。

(訪日外国人旅行者の受入環境整備)

2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人の目標を達成するため、快適に旅行できる環境の整備など、国を挙げた取組みがなされている。本市においても、「名古屋市観光戦略」を平成31年3月に策定しており、主な観光施設等のトイレの洋式化・多機能化や観光パンフレット等の多言語化といった様々な旅行者受入環境整備や、観光コンテンツの創造・発掘、戦略的なPRに取り組んでいるところである。

本市の取組みを推進していくためには、単年度での事業の完了を要件とするなど対象が限定されている現行の受入環境整備に対する補助制度の要件緩和や、十分な財源の継続的な確保などの支援が必要である。

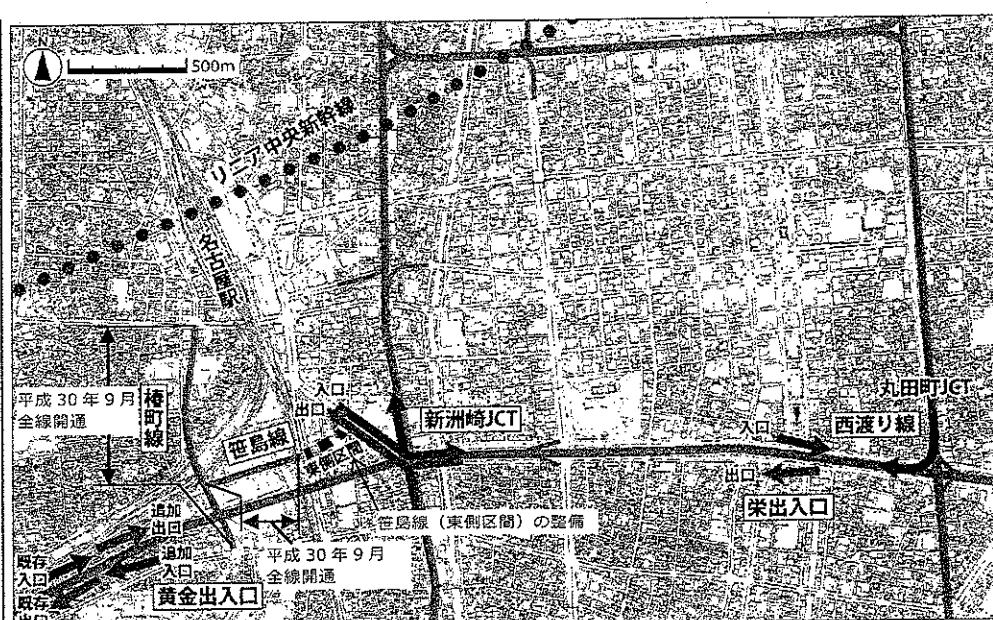
スーパー・メガリージョンの形成



名古屋駅の都市機能強化

高速道路アクセスの向上

- 黄金出入口付近フルIC及び椿町線の改善による駅西側とのアクセス強化、新洲崎JCT出入口設置による駅東方面とのアクセス向上を図る。
- 名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄出入口・西渡り線の追加を行うことにより、都心環状線の渋滞緩和を行い、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス向上を図る。



スーパーターミナル化

リニア駅周辺のまちづくり

- 広場の整備
- 道路の再配置



(広場イメージ)

名古屋駅

にぎわいのある歩道

N

高速道路などの
アクセス性の向上

東西ネットワークの強化

歩行者空間の拡充

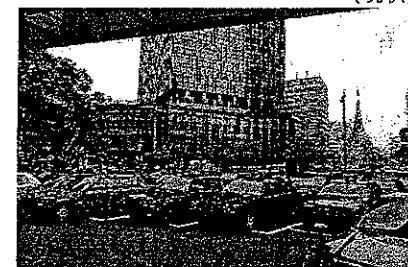
名鉄名駅
再開発計画

リニア駅駅前広場の再整備

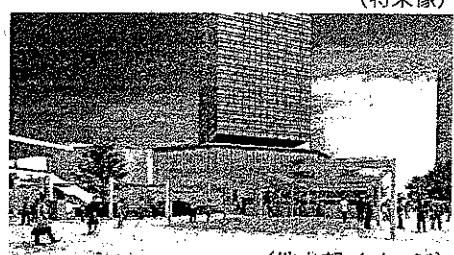
- 乗換利便性の向上
- 総合交通結節機能の充実・再編
- 防災性の高い空間の確保
- 名古屋の象徴的な空間形成

ターミナルスクエア

(現状)



(将来像)

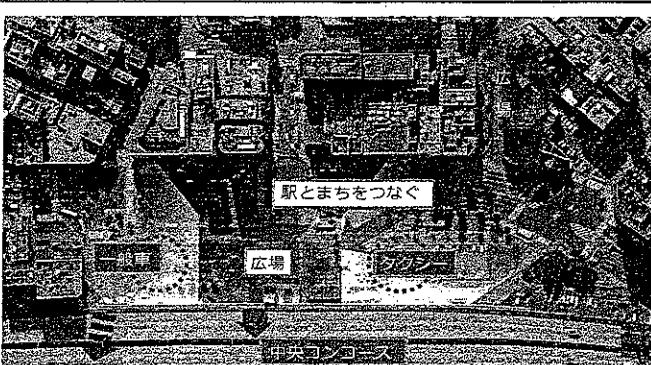


(地上部イメージ)

凡例 ターミナルスクエア ↔ 見通し・動線の確保

「人中心」の駅前広場

周辺地域との連携



(西側駅前)



(東側駅前)

4 地域強靭化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、民間住宅等の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 集中豪雨対策

- ・治水上特に重要な国直轄河川や愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業やリニア中央新幹線開業を控え、名古屋駅周辺を含む下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- ・防災活動拠点の機能維持に必要な非常用発電機設置に財政措置を講ずること。
- ・帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るために、基幹となる広域防災拠点を早期に整備すること。
- ・水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。

<提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靭化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、平成30年度には、熊本地震の教訓や水防法の改正等を踏まえた「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、災害対策を総合的かつ計画的に推進している。

(災害に強いまちづくり)

[震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。

また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、民間住宅及び要安全確認計画記載建築物などの耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

[集中豪雨対策]

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年は、平成30年7月豪雨のような1時間100mmを超える豪雨が市内でもたびたび発生しており、局所的な浸水被害への対策も求められている。

引き続き、国直轄河川庄内川及び愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

また、洪水時に流下阻害となる樹木や堆積土砂を定期的に除去し、河川の機能を持続的に確保することが必要である。

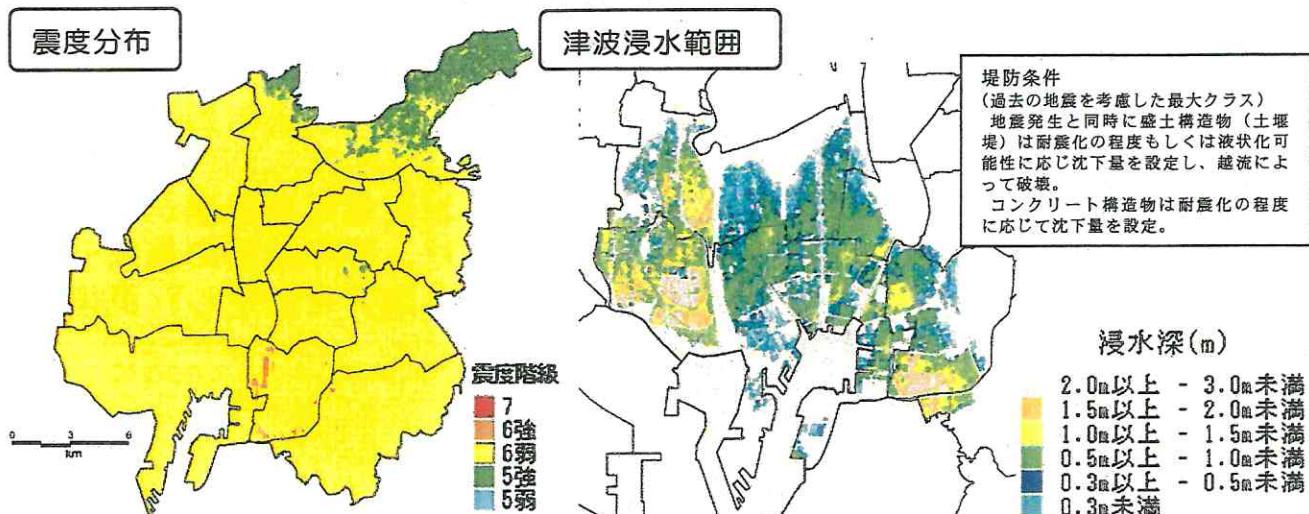
(災害対応力の向上)

都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任に関して柔軟に対応すべきである。

また、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う基幹となる広域防災拠点を早期に整備すべきである。

さらに、水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水、高潮からの広域避難の体制整備や、新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要がある。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）



名古屋市災害対策実施計画（平成31年3月策定）

■趣旨・目的

～誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋～
名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

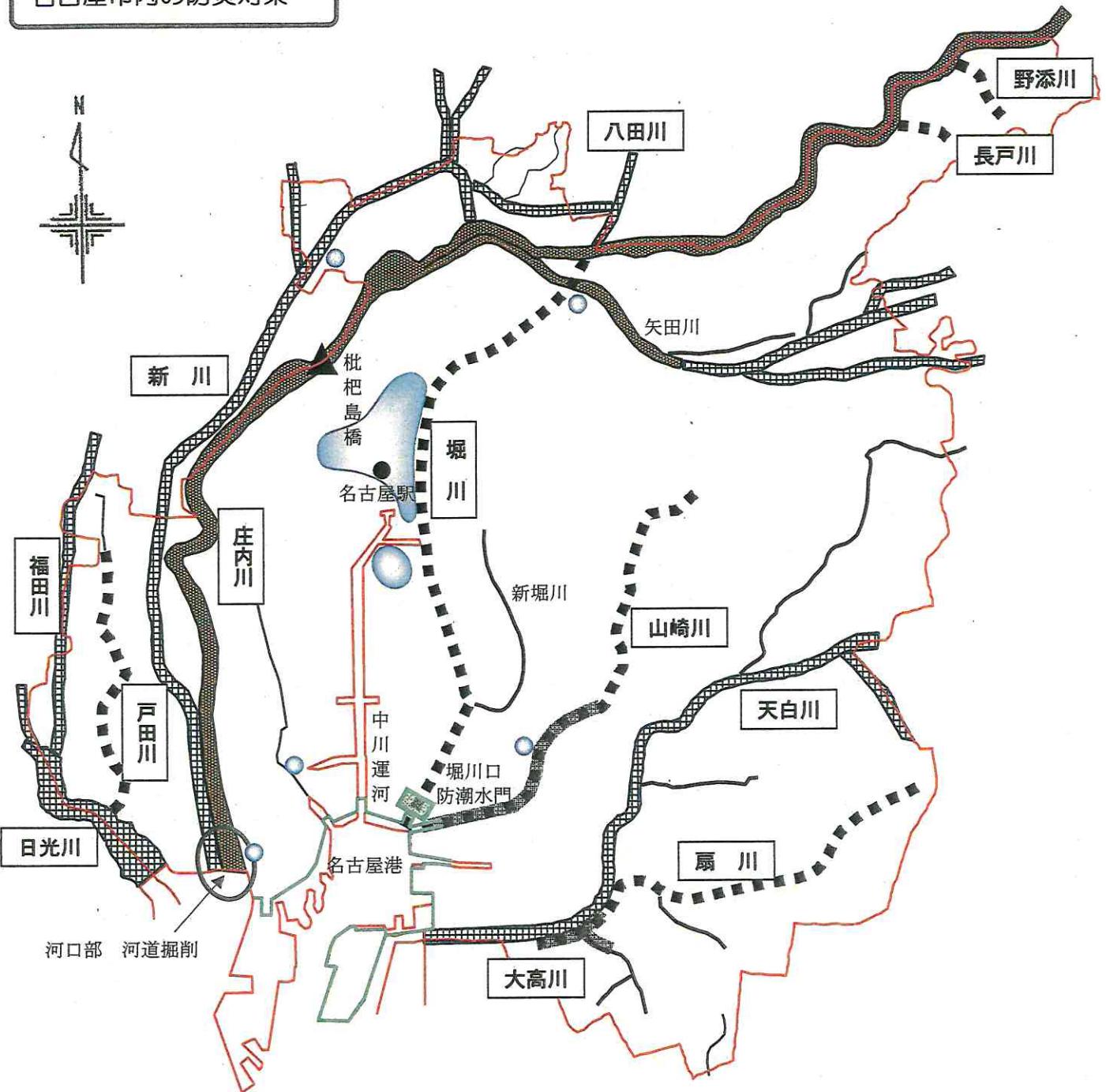
■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	現状値 (2018年度末)	目標値 (2023年度)
耐震補強実施橋りょう数	事業中 7 橋	完了 9 橋※1
耐震改築実施橋りょう数	事業中 1 橋	完了 1 橋※1
電線類の中地中化実施路線数	事業中 3 路線	完了 2 路線
緊急輸送道路の整備箇所数	事業中 3 箇所	完了 2 箇所
震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業中 9 箇所 完了 161 箇所	事業実施 11 箇所 完了 163 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	4,500m	9,200m
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震化延長	314km	510km※2
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震化延長	135km	225km※2
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	13 施設	45 施設
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8 地区	10 地区
堀川の整備率	40%	48%

※1、2021年度の目標値

※2、みずプラン 32 の目標年度は 2020 年度

名古屋市内の防災対策



凡 例

[Hatched pattern]	国直轄河川 (▲は桃柏島地区特定構造物改築事業)	[Blue oval]	下水道の浸水対策事業
[Grid pattern]	県管理河川	[Dashed line]	河川堤防の耐震対策事業
[Dotted line]	広域河川		
[Solid green line]	防潮壁		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

5 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の所有する公共土木施設や市設建築物の多くが、市域の拡張や高度経成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

本市では、「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基づき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化に努めているところである。また、市設建築物については、「市設建築物再編整備の方針」に基づき、施設の集約化・複合化の促進などにより、保有資産量の適正化に取り組んでいる。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

(公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋などの施設については、定期点検が一巡し、令和元年度からは「メンテナンスのセカンドステージ」として、点検結果を活かした「予防保全型」維持管理を推進していく。また、道路舗装についても、「予防保全型」維持管理を実施しており、経費の抑制・平準化に努めている。今後も道路橋等の適切な維持管理・更新を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、引き続き財政措置が必要である。

人口普及率が99.3%に達している本市の下水道は、施設の老朽化に

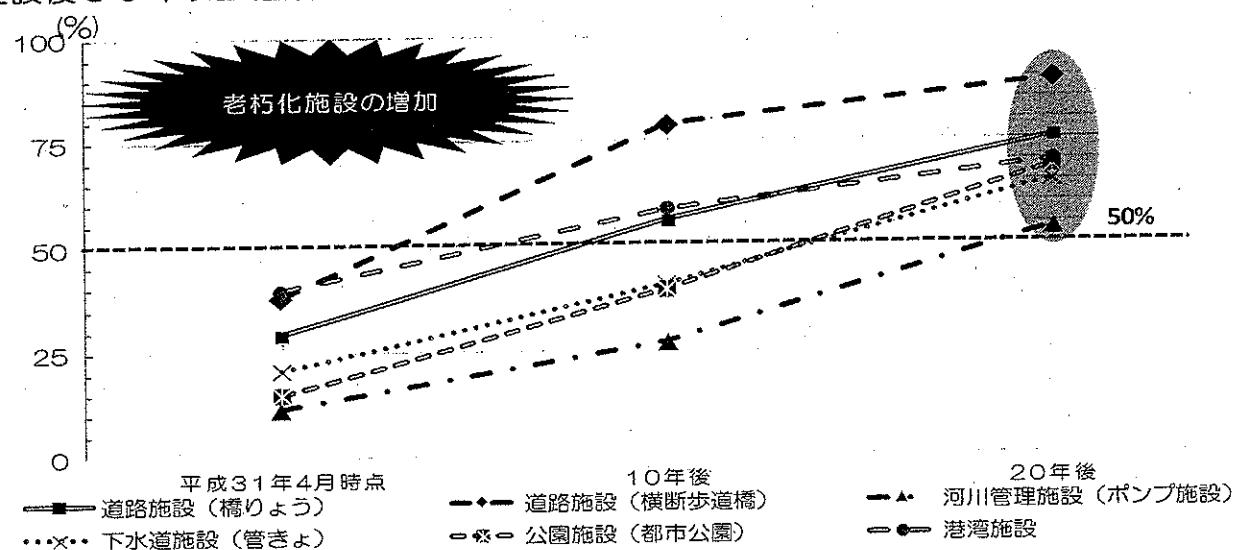
併し一斉に改築時期を迎えており、一方で、平成29年度の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築は排出者が負担すべきとの考え方が提示された。下水道施設の改築への国庫負担が見直された場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながることが懸念されることから、極めて公共性の高い社会資本である下水道施設の改築に対する国庫負担を確実に継続すべきである。

(市設建築物)

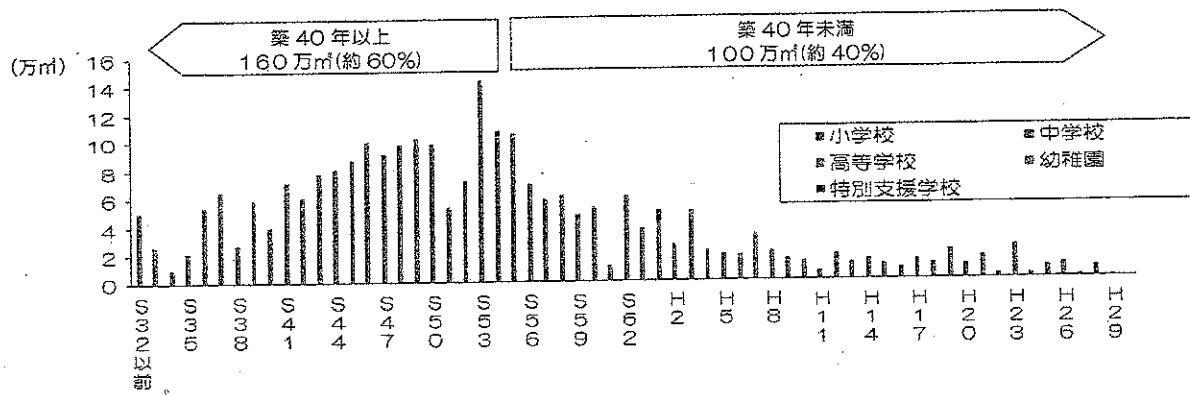
義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が約60%となっているが、耐震改修を優先して実施してきたことから、老朽化対策が必要な校舎等が多く残されている。そのため、平成29年度に「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を策定し、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、ブロック塀等の改修や空調設備の整備により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくためにも、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるなど、さらなる制度の充実が必要である。

また、老朽化した市営住宅についても、長寿命化に取り組む必要があることから十分な財源の継続的な確保が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



学校の建設年度別の延床面積



6 交通安全対策

(国土交通省)

【提案内容】

- ・保育所・幼稚園等に通う子どもたちの移動経路の安全確保策を含めた、各種安全対策を推進していくために必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

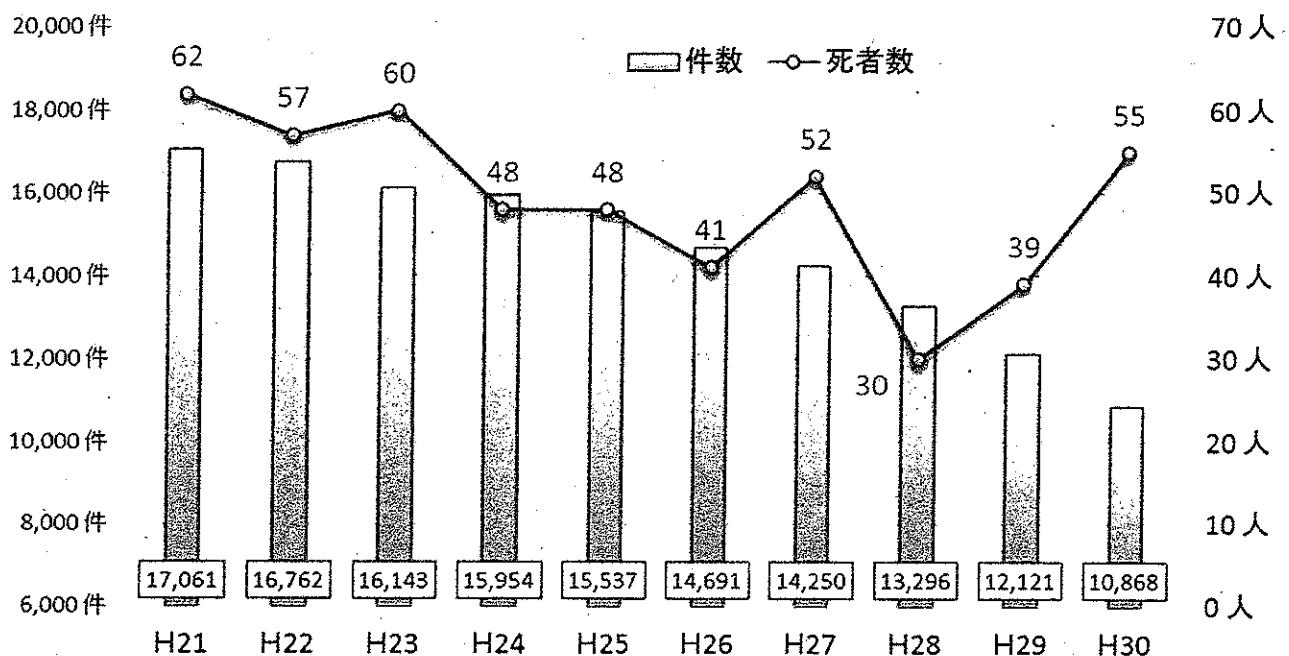
平成30年の本市の交通事故死者数は55人となり、年齢別では高齢者が24人、当事者別では歩行者が25人と半数近くを占めるとともに、発生場所別では、交差点での死者数が42人と8割近くを占め、対前年比で死者数が16人上回っており、第10次名古屋市交通安全計画で掲げた目標を21人上回ることとなった。

本市では、第10次名古屋市交通安全計画や自転車利用環境基本計画に基づき、幹線道路や生活道路において様々な交通安全対策を推進することで、歩行者や自転車利用者を含めた安全空間の確保に努めている。通学路では小中学校を対象に『通学路安全対策検討会』を実施し、必要な箇所について対策を行うとともに、生活道路では対策エリアを設定し、地域等と共に安全対策を進めている。また、自転車については通行位置を明示する整備を行い、歩行者や自転車の安全対策を進めているところである。

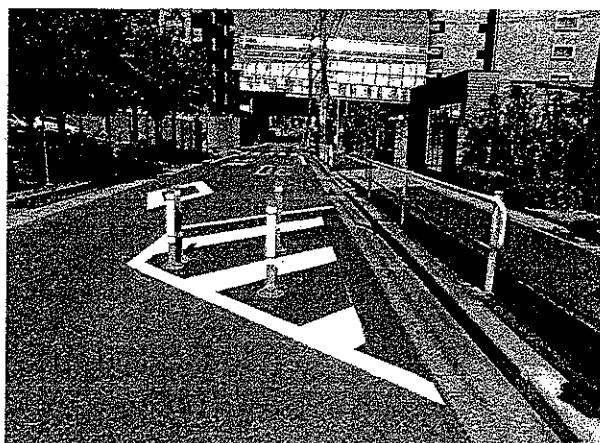
(交通安全対策)

今後、交通事故分析等をもとにした交通安全対策の検討や導入、生活道路対策エリアの拡充など、交通安全対策を推進していくことが必要不可欠となっている。特に、本年5月8日に滋賀県大津市で起きた事故を受け、保育所や幼稚園等に通う子どもたちの交通安全に向けた関係府省庁等の対策検討の動向を踏まえ、全市的な取組みを推進していく予定であり、交通安全対策を進めていくための技術的支援や、財政措置を講ずる必要がある。

本市の交通事故発生状況



交通安全対策の実施例



生活道路対策エリアでの対策事例
(狭さく)



通学路での対策事例
(路肩カラー舗装)

7 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

- ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れができるよう、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がんに対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、また、医師を始めとする医療従事者の負担が大きい。特に、病院勤務医の不足が深刻化しているため、平成30年6月末現在で医師不足による診療制限を行っている愛知県内の病院が23.1%に

達し、体制を維持することが難しくなっている。

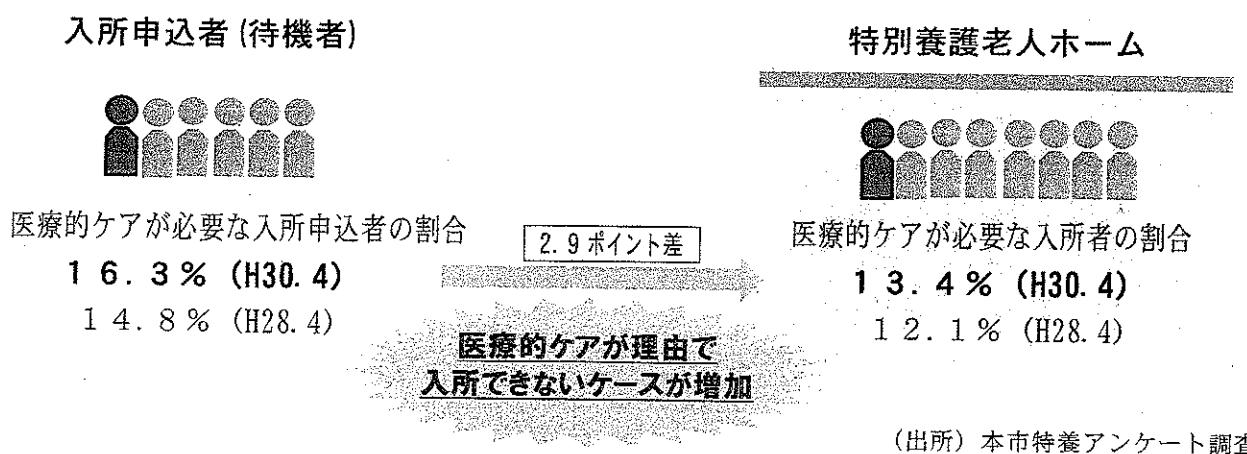
本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなっているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受け入れも年々厳しい状況となってきた。

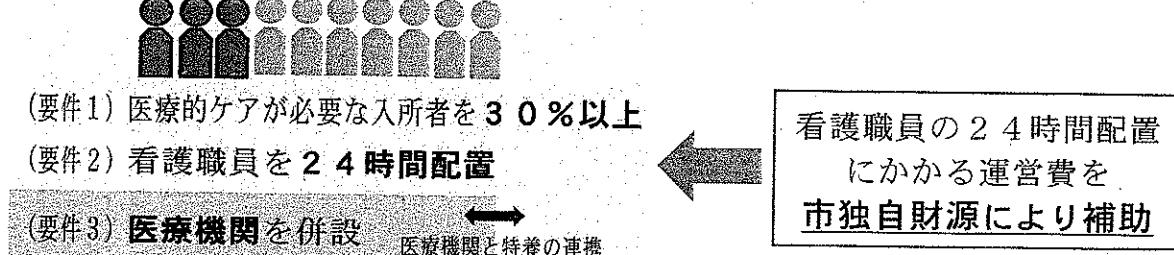
平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乗せされたものの、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。

○医療的ケアが必要な利用者の特別養護老人ホーム受け入れが厳しくなっている



○本市独自施策として「医療対応型特別養護老人ホーム」を整備

“医療対応型”特別養護老人ホーム



8 子どもの健やかな育ちの支援

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 「子ども・親総合支援」の推進

- ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援し、子どもの目前の進路にとどまらず将来の針路を応援するとともに、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援を行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。

(2) 子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進

- ・賃貸物件による保育所に対する補助制度について、設置に係る改修費及び開設準備期間の賃借料・礼金の補助基準額の拡充を図ること。また、運営期間の賃借料加算について、単価を引き上げるなどの拡充を図ること。
- ・利用者支援事業（特定型）の職員配置基準を見直すこと。

(3) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・放課後児童クラブの量的・質的拡充を図るため、新設など受入人数の増加や待機児童の存在を要件としている賃借料補助について、要件を緩和し、既存事業についても対象とするなどの財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

（「子ども・親総合支援」の推進）

子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利の保障をはかる第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置することとしている。併せて、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を支援員が訪問し、個別の相談、支援を実

施するほか、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高校までの子どもが将来について考えるための情報や機会を提供するなど、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」を取り組んでいる。

未来を担う人材の育成は将来への投資と捉え、子どもや若者、子育て世代を全力で応援し、子どもや親を総合的に支援する必要があるため、財源措置などを講ずるべきである。

(子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進)

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は平成31年4月1日現在において6年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所整備が必要不可欠である。その整備を進めるためには、設置に係る改修費及び開設準備期間における賃借料・礼金の補助基準額について、拡充が必要である。

加えて、運営期間に対する支援として、賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助が創設されたが、より基本的な給付である公定価格によって安定的に運営を支援することが待機児童対策上必要であるため、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。

また、利用可能な保育所の情報提供など、保護者に寄り添う支援を十分に行うためには、利用者支援事業（特定型）の職員配置基準を見直すべきである。

(放課後児童健全育成事業の充実)

放課後児童クラブの量的・質的拡充を図る上で、既存クラブに対する支援の充実は必要不可欠であり、賃借料補助について、新設や受入人数が増加する移転に対象が限定されているため、既に民家・アパート等を活用して事業を実施している場合や、児童1人当たりの面積基準への対応等のためやむを得ず移転する場合にも対象を拡大すべきである。また、放課後児童支援員等処遇改善等事業について、事務委託経費がすべての放課後児童クラブで助成対象となるよう財政措置を講ずるべきである。

子ども・親総合支援

「子ども・親総合支援」の考え方

すべての子どもたちへ

子どもの目前の進路にとどまらず、将来の針路を応援し、子ども自身が自分で、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう、発達段階に応じた支援を行う

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親へ

「いじめ」「不登校」「ひきこもり」「発達障害」「学業」「内申点」「就職」「貧困」「虐待」「病気」等、様々な複合的な困難に対して総合的・包括的に、かつそれぞれの対象者を個別的に支援する

子どもの権利を保障するために

子どもの権利を広く保障する機関を設置する

全国的・地域的・主な取組み

子どもライフキャリアサポートモデル事業

- 学校にキャリアコンサルタントの資格を有する専門家が常駐
- 子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せるよう支援を実施
 - ・ライフキャリアに関する出前授業、個別相談
 - ・保護者への講演会、個別相談
 - ・職業体験授業のコーディネイト 等

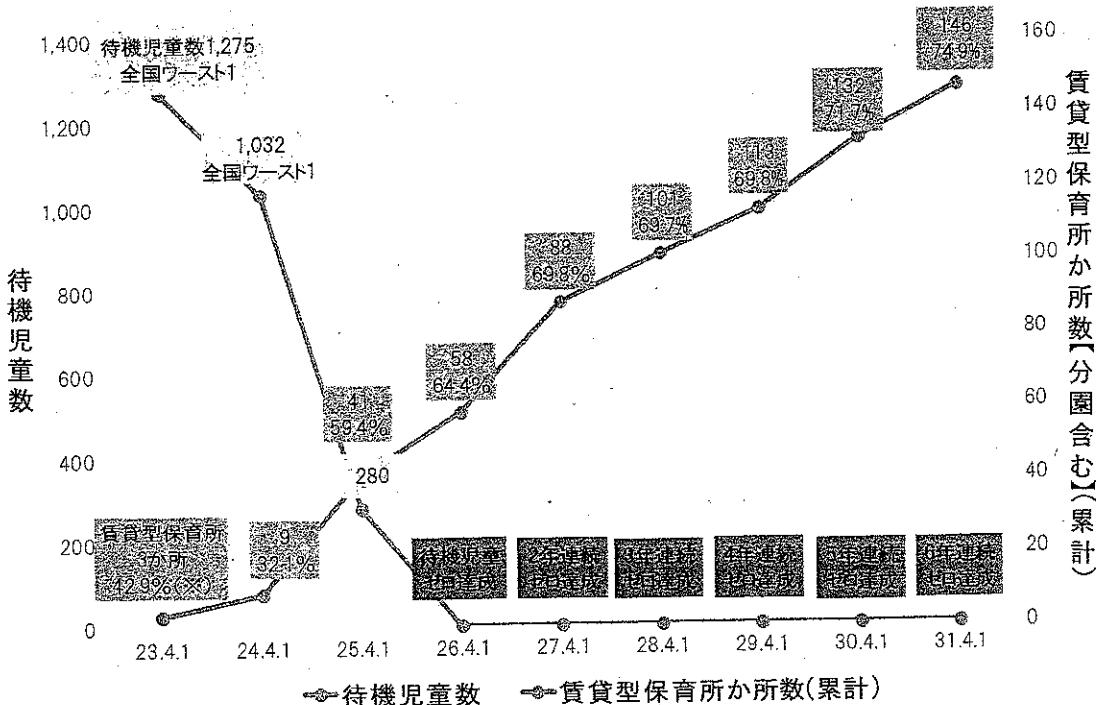
家庭訪問型相談支援モデル事業

- 不登校や成績などのさまざまな悩みを抱える子どもや親に対して、総合的・包括的に支援を実施
- 自宅等に支援員が訪問し、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが将来の針路に意欲を持てるようになるための支援を実施

子どもの権利擁護機関

- 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利を広く保障する第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置

待機児童数と賃貸型保育所か所数について



(※)平成23年度以降の保育所整備か所数(累計)のうち、賃貸型保育所(累計)の占める割合

運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充

(月額・千円)

定員60人・賃借料月額1,000の場合			
国	県	市	法人負担
402.7 (1/2)	201.4 (1/4)	201.4 (1/4)	194.5
公定価格の賃借料加算805.5	(a地域単価適用かつ単価増額 @13.4)		

提案内容

現状

定員60人・賃借料月額1,000の場合					
国	県	市	国	市	法人負担
111 (1/2)	55.5 (1/4)	55.5 (1/4)	389 (1/2)	194.5 (1/4)	194.5
公定価格の賃借料加算 222	(c 地域 単価 @3.7)			都市部における保育所等への賃借料支援事業 583.5 ((賃借料 - 賃借料加算) × 3/4)	

- ・建物賃借料が賃借料加算の額の3倍（令和元年度以降の新規整備は2倍）を下回る施設は補助対象外の制度。
- ・補助対象となっている施設でも、待機児童対策のための定員超過受入れや定員拡大を行うと、補助対象から外れることがあり、不安定な面を有する。

公定価格賃借料加算の加算額の区分に係る提案

指定都市の区分を新設

実勢に応じた単価に見直し

提案内容

現状

区分		都道府県	指定都市	都市部における額(千円)
a地域	標準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	名古屋市	現行単価7.8 ×60人=468
	都市部			
b地域	標準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県		現行単価4.3 ×60人=258
	都市部			
c地域	標準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県		現行単価3.7 ×60人=222
	都市部			
d地域	標準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県		現行単価3.3 ×60人=198
	都市部			

a地域の指定都市及びc地域の名古屋市に係る住宅地平均価格(千円/m²) (3.1.1時点地価公示)

a川崎267 > a横浜228 > aさいたま200 > c名古屋183.1 > a相模原158 > a千葉118.5

9 教育行政の充実

(文部科学省)

【提案内容】

(1) 「画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善」の推進

- ・すべての児童生徒に対し、一人一人の進度や能力、関心に応じた「個別最適化された学び（個別化・協同化・プロジェクト型学習）」を提供するため、財政措置などの支援策を講ずること。

(2) 「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業を創設し、財政措置などの支援策を講ずること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校における専門家の法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。

(3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

- ・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
- ・教職員定数の安定的な確保を図る等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すること。
- ・部活動指導員や外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善」の推進)

本市では、令和元年度より、専任実践チームを設立し、民間教育研究機関との連携を図りながら、画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善を進めるため、調査及び実践に新たに取り組むこととしている。すべての児童生徒に対し、一人一人の進度や能力、関心に応じた「個別最適化された学び（個別化・協同化・プロジェクト型学習）」を提供するため、財政措置などの支援策を講ずるべきである。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、いじめや非行などの問題行動、不登校などに伴うさまざまなお悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門家を一般任期付職員として採用し、子どもたちと普段から

関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」制度を実施している。令和元年度においては、「なごや子ども応援委員会」の常勤スクールカウンセラーを全市立中学校へ配置する体制が完成したところである。平成30年度の相談等対応件数は延べ26,320件、対象となる子どもの実数では4,603人に上っており、精神的不安を抱える子どもとその家族への多角的な支援により、自信を取り戻し自ら考え学ぶことができるようになるなどの成果がみられている。

学校現場に教員以外の専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を常勤で配置する事業に対し、新たな補助制度を創設するなどの支援策を講ずるべきである。

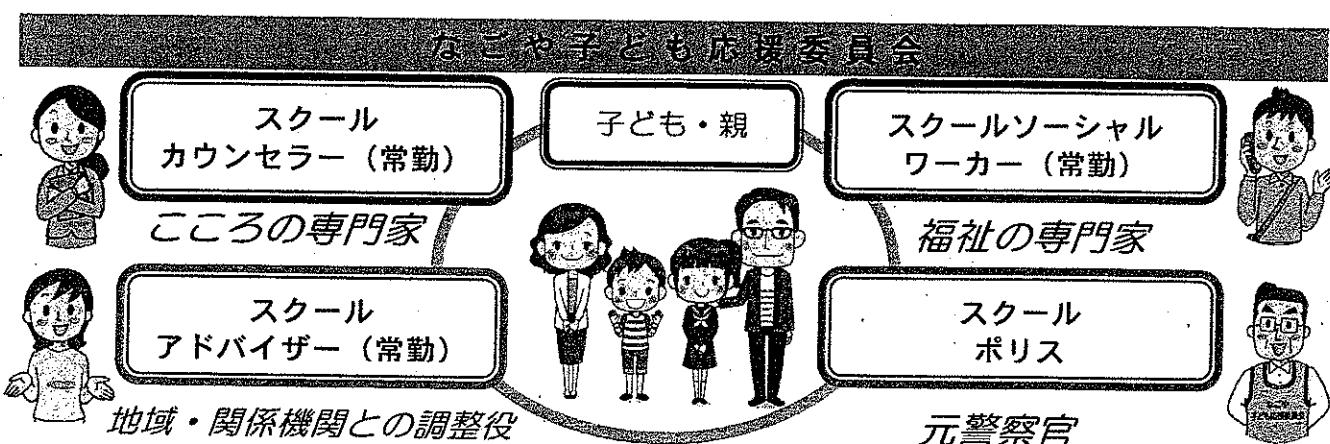
併せて、スクールカウンセラー等の専門家を学校等において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

(教職員定数の充実改善及び外部人材の活用)

日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応、小学校英語の教科化、教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応し、児童生徒へのきめ細やかな質の高い教育を実現できるよう、教職員定数の充実を図るべきである。

また、教職員定数の安定的な確保を図る等のため、少人数指導や少人数学級等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すべきである。

さらに、部活動指導員などの外部人材をより一層活用するため、補助単価の引上げや人材派遣の活用など、さらなる制度の充実が必要である。



教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

多様な教育課題

- ・日本語指導
- ・通級指導
- ・いじめ・不登校
- ・小学校英語の教科化
- ・教員の多忙化 等

教職員定数の充実

日本語指導、通級指導、児童生徒支援、小学校専科指導、事務等の教職員定数の充実

基礎定数化の拡充

指導方法工夫改善加配のさらなる基礎定数化

外部人材の活用

部活動指導員、外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの活用

10 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（1）天守閣の木造復元

- ・天守閣の木造復元等に対し財政支援など必要な措置を講ずること。

（2）名古屋城の文化財の保存活用等

- ・名勝二之丸庭園や石垣の整備等、文化財の保存活用及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事に対し必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、天守閣の木造復元や文化財の保存活用などに取り組んでいる。また、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する金シャチ横丁を平成30年3月に開業し、引き続き第二期整備計画の策定を進めているところである。

（天守閣の木造復元）

天守閣は昭和5年に城郭建築として旧国宝第1号に指定されたが、昭和20年の戦災により焼失した。昭和34年に再建された現在の天守閣は再建から半世紀が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づき、史実に忠実に木造での復元を行う必要がある。

（名古屋城の文化財の保存活用等）

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、名勝二之丸庭園や石垣の整備、二之丸地区の整備基本調査、障壁画や表二之門の保存修理及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用
整備

工期：平成 25 年度～

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



石垣の整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合
活用整備

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



名古屋城表二之門等の大規模修理

提案先：文化庁

事業の種類：重要文化財（建造物・美術工芸
品）修理、防災、公開活用事業

工期：令和元年度～

現状：建物の劣化状況調査（耐震診断を含む）
を実施中

二之丸地区の整備基本調査

提案先：文化庁

事業の種類：市内遺跡発掘調査

工期：平成 30 年度～

現状：整備構想策定に向けた発掘調査を実施中

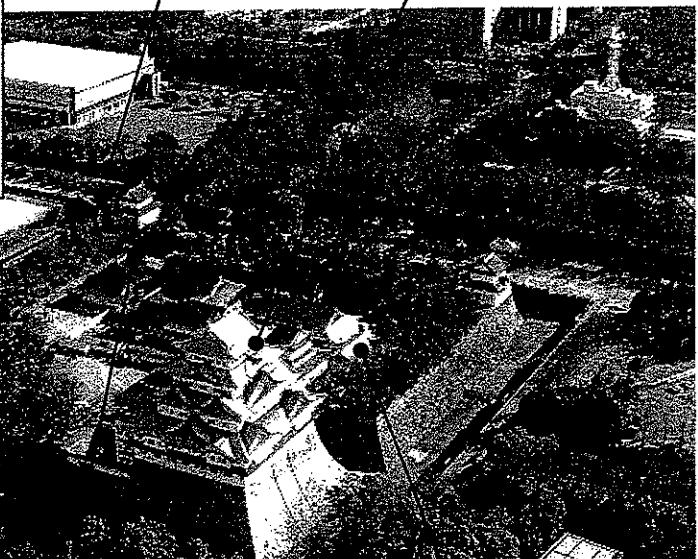
天守閣の木造復元

提案先：国土交通省

事業の種類：天守閣の木造復元

工期：平成 29～令和 4 年度

現状：設計中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業の種類：社会资本整備総合交付金事業

工期：平成 24～令和 11 年度

現状：本丸御殿復元模写制作事業継続に伴い、
完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む
表具工事を実施中

旧本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業の種類：重要文化財（建造物・美術工芸
品）修理、防災、公開活用事業

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

1.1 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（1）なごや東山の森づくりの推進

- ・東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

（2）東山植物園温室外前館の保存・活用

- ・国指定の重要文化財である、東山植物園温室外前館の保存・活用に対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

（なごや東山の森づくりの推進）

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがり、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

本市では、「東山動植物園再生プラン」を策定し、この貴重な森を保全し、次世代につなぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めるとともに、開園以来市民に親しまれてきた歴史文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

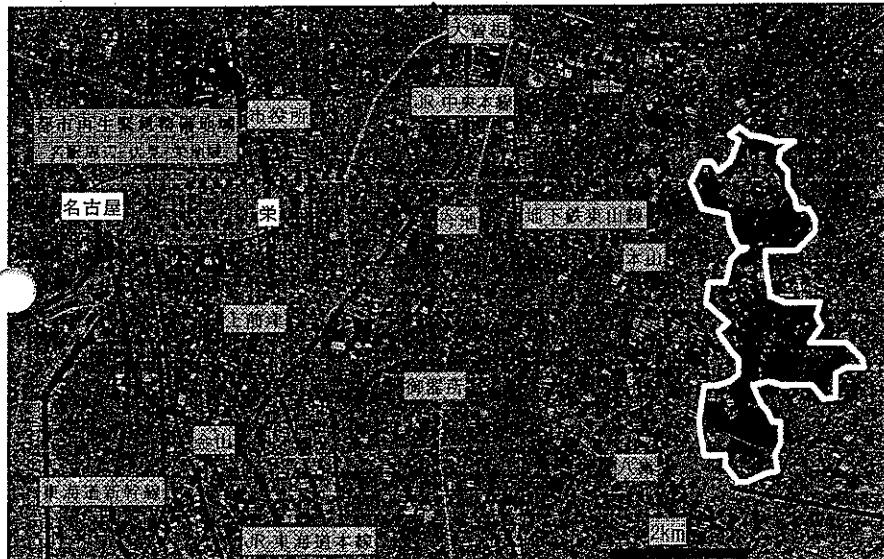
（東山植物園温室外前館の保存・活用）

かつて「東洋一の水晶宮」とうたわれ、昭和12年の植物園開園当初から市民に親しまれてきた温室外前館は、建築技術史上、貴重なものとして、平成18年に国の重要文化財に指定されている。令和2年度の完了に向けて実施している保存修理を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

人と自然をつなぐ懸け橋へ

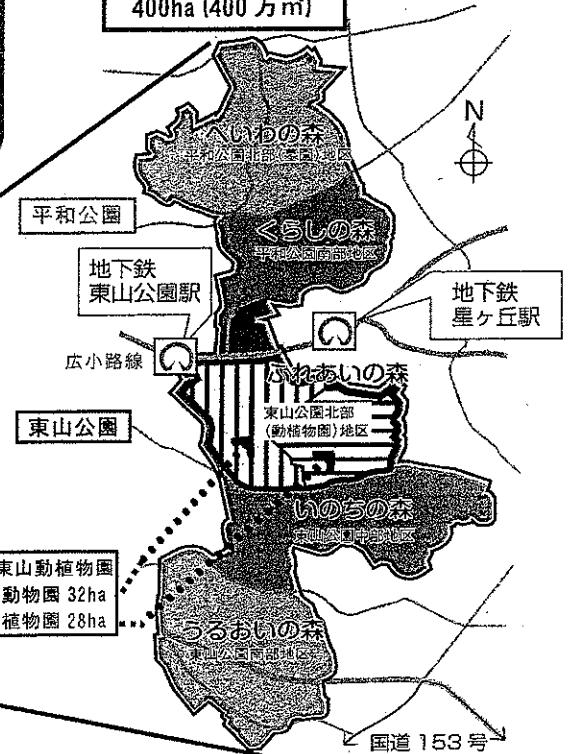
多様な楽しみを提供することにより、自然のすばらしさや大切さを体験・体感し、市街地に残る森の保全・再生につなげる

- ・ホスピタリティの向上と環境整備
- ・来園者が主役となった参加体験
- ・COP10 を契機とした生物多様性のフィールド など

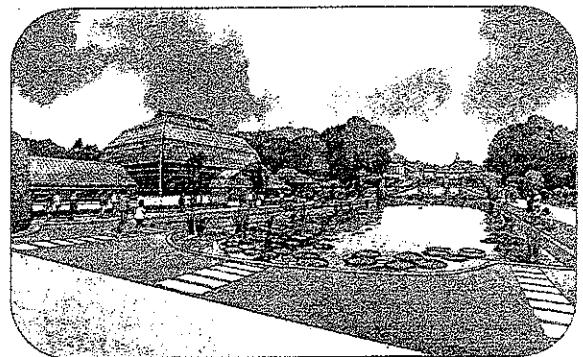


都心に残る貴重な森（名古屋駅から地下鉄で18分）

なごや東山の森
400ha (400 万m²)

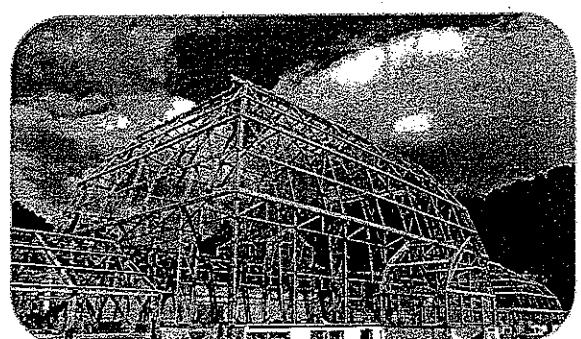


森の保全・再生
市民協働による森づくり



にぎわいのある快適な園内空間の形成
『洋風庭園』の整備イメージ（植物園）

項目	2019年度	2020年度	2021年度以降
森の保全・再生	市民協働により森づくりを推進		➡
にぎわいのある快適な園内空間の形成	なごや東山の森に必要な施設の整備		➡
歴史文化的施設の保全・活用	重要文化財温室外前館の保存修理		



歴史文化的施設の保全・活用
重要文化財温室外前館の保存修理（植物園）

12 瑞穂公園体育館（仮称）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

- ・スポーツ総合推進拠点施設としての機能向上を図るとともに、避難所・緊急物資集配拠点としての機能を確保するため、体育館の整備に必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

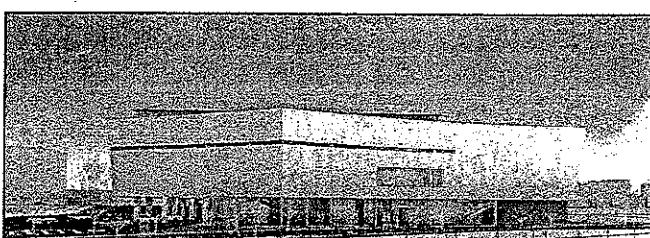
瑞穂公園は、豊かな自然に恵まれた総面積約24haの総合的な運動公園であり、この中にある瑞穂運動場は、平成6年に開催された「わかしやち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場を始め、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が配置され、市民に広く利用されている。また、2026年にアジア競技大会が予定されるなど、国際大会や全国大会が開催される施設としての重要な役割を担っている。

平成25年3月に策定した「名古屋市スポーツ推進計画」においても、スポーツ総合推進拠点施設として位置付けており、平成6年以降、大規模な修繕・改修が行われていない陸上競技場の改築など、瑞穂運動場の機能向上を図る必要がある。

また、災害時における市民の安全・安心を確保するため、瑞穂公園における避難所や緊急物資集配拠点としての機能の確保が必要である。

（瑞穂公園体育館（仮称）の整備）

国際大会などの積極的な誘致や、スポーツを核としたにぎわい・交流の創出に向けて、総合的な運動公園としての機能向上を図り、また、指定避難所・指定緊急避難場所や緊急物資集配拠点としての機能の確保を図るために、屋外競技場を中心に構成されている瑞穂運動場における体育館整備に必要な財政措置を講ずるべきである。



瑞穂公園体育館（仮称）完成イメージ

工期：平成30年度～令和2年度

＜瑞穂運動場の施設一覧＞

陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、テニスコート、プール、トレーニング室、相撲場、弓道場、アーチェリー場、

体育館（今回整備）

1 3 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良好な水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、様々な市民活動に利用されている。一方、近年、集中豪雨による浸水被害や護岸の崩壊が頻発している。

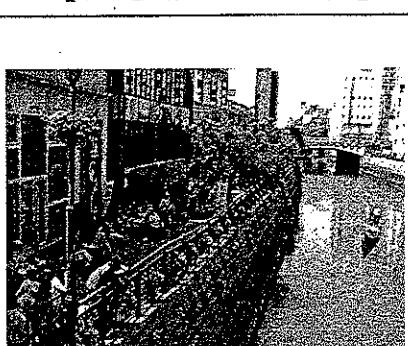
こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川を中心としたさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良好な水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、平成30年度に着手した五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



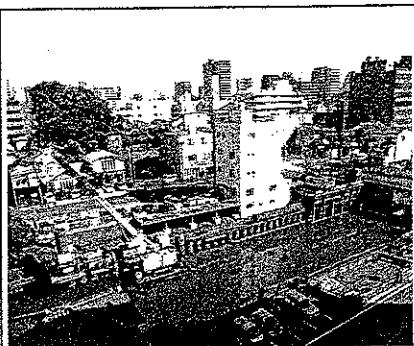
水辺空間の活用
(オープンカフェ)

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川からの導水)

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

14 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 名古屋圏自動車専用道路網の整備等

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の令和2年度の開通に向け整備を加速し、経済効果の発現のためにも一日も早い開通を図ること。また、一般部については4車線化を図ること。
- ・名古屋環状2号線を始めとする中京圏の高速道路ネットワークを賢く使うとともに、リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上など、必要なネットワーク整備のスピードアップに向けた財源確保のため、早期に中京圏の高速道路料金の見直しを進めること。
- ・見直しに当たっては、利用度合いに応じた公平な料金体系を基本とし、名古屋高速道路の償還制度を必要に応じて見直しつつ、環状道路の迂回機能の促進や管理主体を越えたシンプルでシームレスな料金体系など利用者にとって使いやすく合理的な料金体系を、利用者のニーズも踏まえて決定すること。

(2) 幹線道路等の整備

- ・選択と集中で進めている万場藤前線（正江橋）や敷田大久伝線の整備、守山本通線（名鉄瀬戸線高架化事業）の立体交差化や名古屋鉄道名古屋本線（呼続駅～本星崎駅間）連続立体交差事業など、道路・橋りょう等の整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

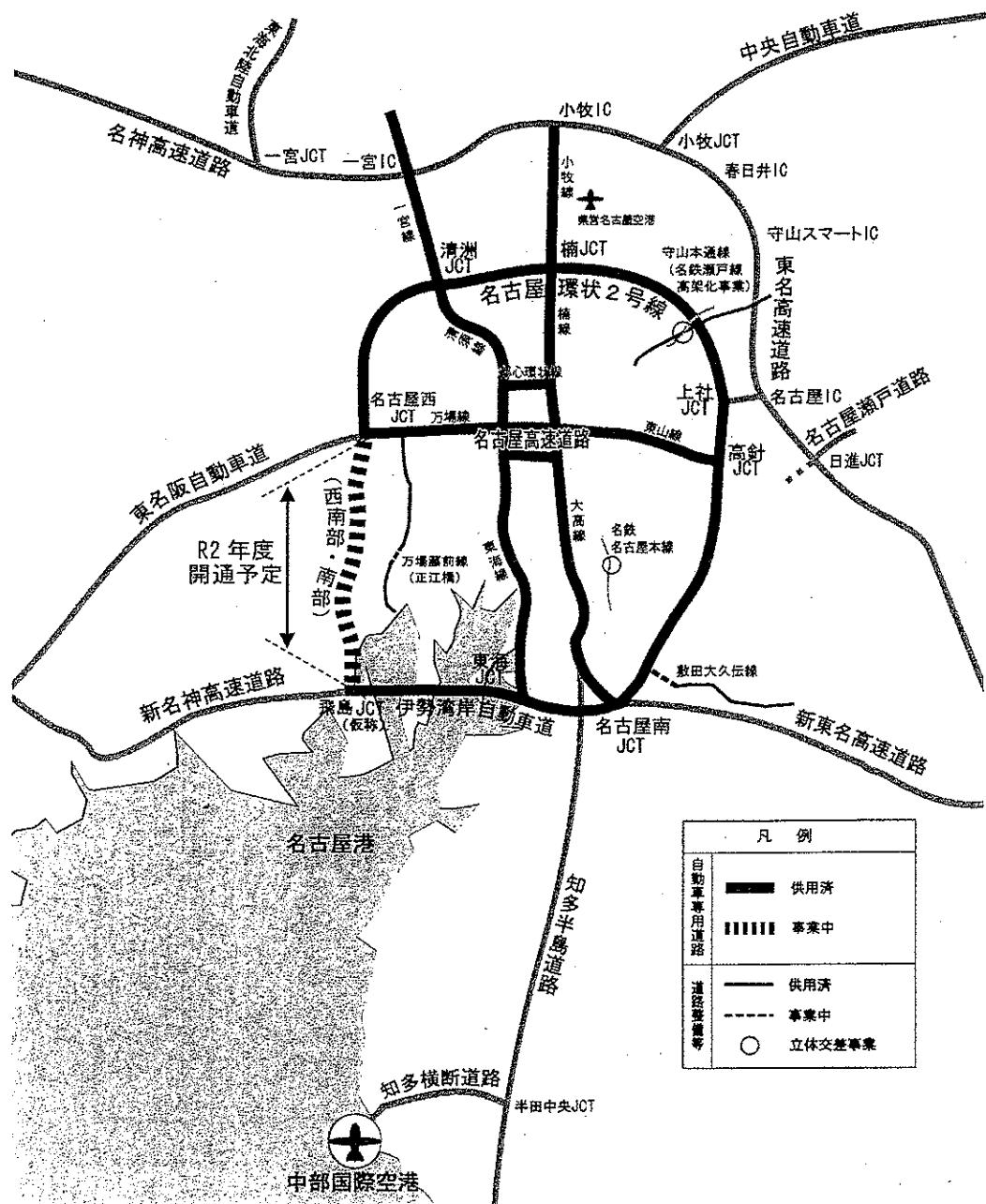
(名古屋圏自動車専用道路網の整備等)

名古屋環状2号線西南部・南部区間は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。令和2年度の開通見通しが公表されたことで開通を見据えた企業進出が円滑に図られるなど開通の効果が最大限に發揮されると考えられるため、整備をさらに加速すべきである。

また、中京圏の高速道路ネットワークは、未整備区間や慢性的な渋滞箇所の存在によりネットワーク効果が十分に発揮されていないことに加え、複数の管理主体や料金体系が混在しているなど、利用者にとって分かりにくい高速道路料金となっている。今後、国土幹線道路部会により行われる自治体等のヒアリングを踏まえ、利用者にとって使いやすい料金体系となるよう、早期に中京圏の高速道路料金の見直しを進める必要がある。

(幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する橋りょうの整備や踏切道における渋滞解消等に資する鉄道の立体交差化などの道路整備による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。



15 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化に対する重点投資を図ること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場を早期に確保するため、必要な措置を講ずること。

(2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、金城ふ頭耐震強化岸壁の整備、大江ふ頭耐震強化岸壁の機能確保、防潮壁等の防災機能の強化について、必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3) 人々に親しまれる港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取組みや緑地整備、護岸改良について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、それぞれの貨物取扱機能

の強化を進める必要がある。

また、名古屋港で発生する浚渫土砂の処分は、ポートアイランドで行つてきたが、2020年代前半には限界に達する見込みであるため、新たな処分場を早期に確保する必要がある。

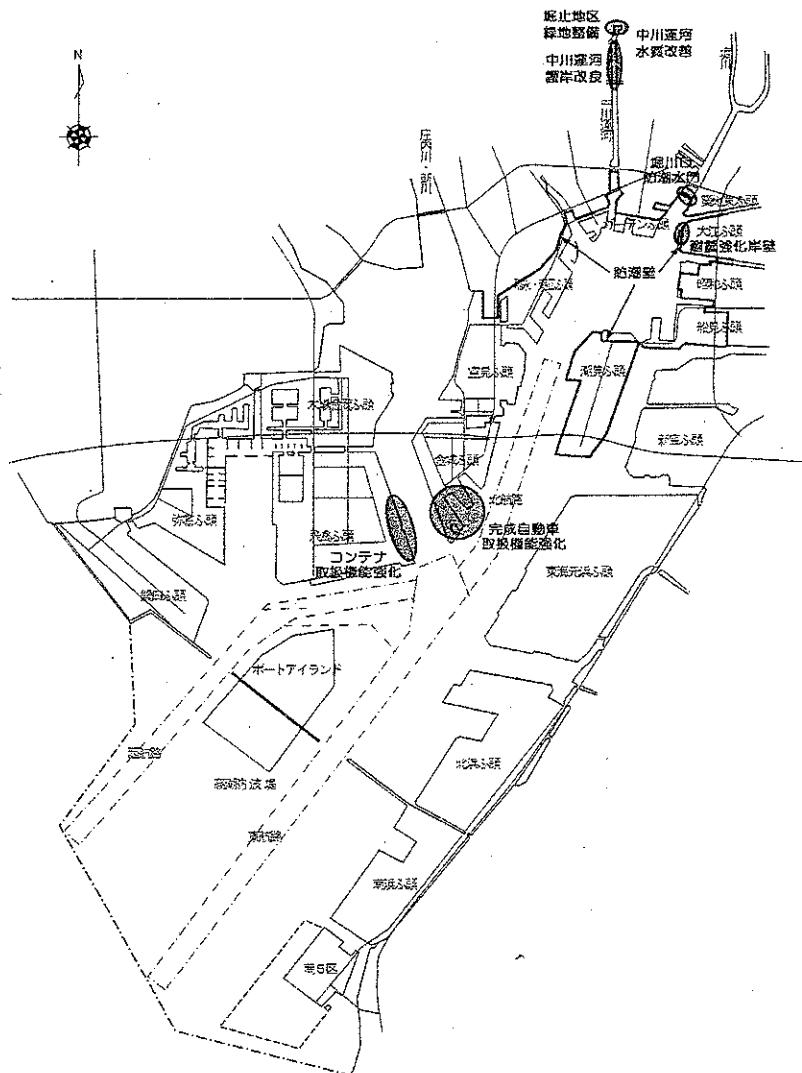
(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示されたこと、また、先般、国の緊急点検を踏まえ港湾の防災・減災、国土強靭化のための緊急対策など、総合的な防災機能の強化を進める必要がある。

(人々に親しまれる港づくり)

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、都心と一緒にとなった水辺に親しめる空間形成が求められており、そのためにも港と都心を結ぶ中川運河の再生を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



16 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化等

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

- ・分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。
- ・市民が分別しやすい素材別リサイクルが可能となるよう法令等の見直しを図ること。

<提案の背景>

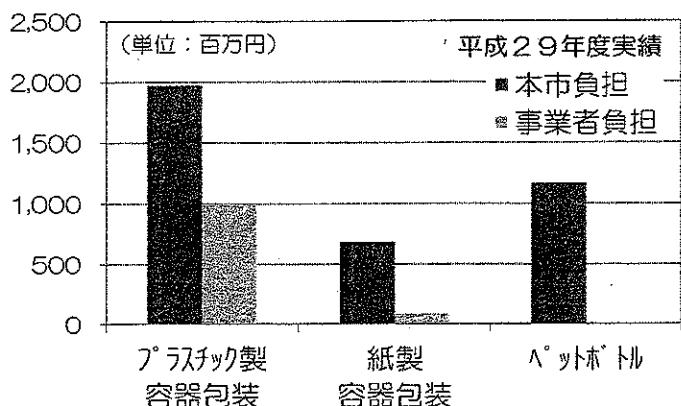
容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。また、同じ素材でも容器包装か否かによってごみと資源の区分が異なっており、市民にとって分別方法がわかりにくいことが、資源分別率低下の大きな要因となっている。

(容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化等)

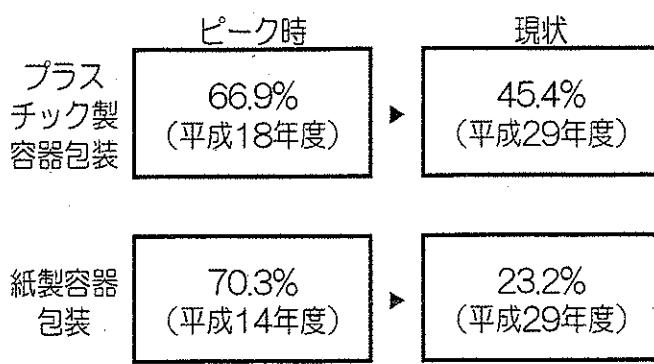
容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたりサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。

また、平成29年度に環境省が実施したプラスチック資源一括回収実証事業において、資源回収量の増加や事業全体の効率性の向上等の結果ができていることから、市民にとってわかりやすく分別しやすい素材別リサイクルが可能となるよう、法令等の見直しを図ることが必要である。

資源化経費の負担内訳



容器包装の資源分別率



17 アジア競技大会の開催に対する支援

(総務省、文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

- ・国との連携を強化するため、組織委員会に対し、国職員等を派遣すること。
- ・競技会場の整備・改修及び大会運営に対するスポーツ振興くじ(toto)や宝くじによる支援を講ずること。
- ・本大会の開催を国内外で周知するため、国として積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続き、本大会で活躍できる選手の育成に努めること。

<提案の背景>

2026年に愛知・名古屋で開催する第20回アジア競技大会は、スポーツ界にとって東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる目標となり、アジアとの交流を一層深める、我が国にとって大変意義のある大会である。

(アジア競技大会の開催に対する支援)

本市では、関係団体の協力を得て、本年5月に組織委員会を設立したところである。組織委員会に対しては、政府が協力する旨の閣議了解がなされており、国との連携を強化するため国職員等の派遣が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会とし、国際スポーツ大会の「愛知・名古屋モデル」を作るよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の運営には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ(toto)や宝くじによる国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、本大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、本大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努めることが必要である。

なお、日本初となるアジアパラ競技大会についても、日本パラリンピック委員会から2026年開催の要請を受けている。

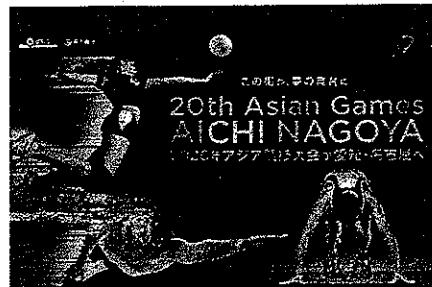
第20回アジア競技大会開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック(2024年)で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施(40競技程度で調整予定)

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手・大会関係者約15,000人を想定



17 アジア競技大会の開催に対する支援

(総務省、文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

- ・国との連携を強化するため、組織委員会に対し、国職員等を派遣すること。
- ・競技会場の整備・改修及び大会運営に対するスポーツ振興くじ(toto)や宝くじによる支援を講ずること。
- ・本大会の開催を国内外で周知するため、国として積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続き、本大会で活躍できる選手の育成に努めること。

<提案の背景>

2026年に愛知・名古屋で開催する第20回アジア競技大会は、スポーツ界にとって東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる目標となり、アジアとの交流を一層深める、我が国にとって大変意義のある大会である。

(アジア競技大会の開催に対する支援)

本市では、関係団体の協力を得て、本年5月に組織委員会を設立したところである。組織委員会に対しては、政府が協力する旨の閣議了解がなされており、国との連携を強化するため国職員等の派遣が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会とし、国際スポーツ大会の「愛知・名古屋モデル」を作るよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の運営には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ(toto)や宝くじによる国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、本大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、本大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努めることが必要である。

なお、日本初となるアジアパラ競技大会についても、日本パラリンピック委員会から2026年開催の要請を受けている。

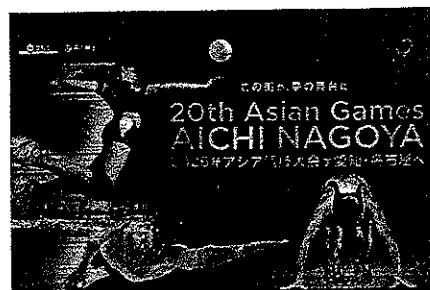
第20回アジア競技大会開催概要

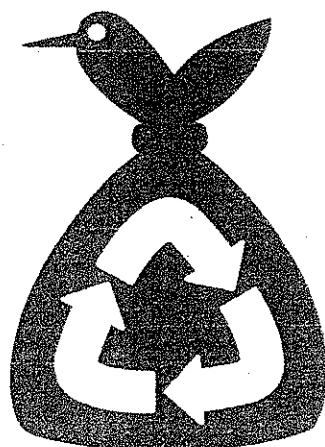
〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック(2024年)で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施(40競技程度で調整予定)

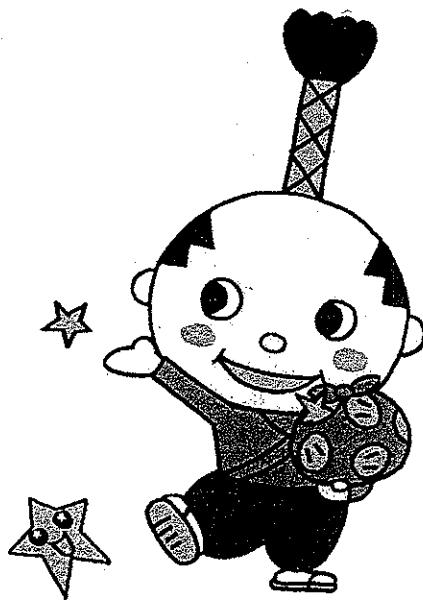
〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手・大会関係者約15,000人を想定





ごみ非常事態宣言20周年
GO! MIRAI
そしてこれからも



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

7/4 15:30~

大都市制度・広域連携促進特別委員会
説明資料

近隣市町村との連携の取組について

令和元年7月4日

総務局

目 次

1	名古屋市近隣市町村長懇談会について	1
2	近隣市町村企画担当課長会議（広域連携に関する研究会） について	4
3	近隣市町村防災担当課長会議について	5
	【参考：平成30年度における近隣市町村からの要望等】	6

1 名古屋市近隣市町村長懇談会について

(1) 平成28年度

区 分	内 容
開 催 日	平成28年 8月22日(月)
テ 一 マ	歴史から再発見する圏域のつながりと魅力
会 場	有松・鳴海絞会館
会 議 の 概 要	<p>○講 演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：歴史をテーマにした地域連携 —広域連携とテーマ別連携— ・講 師：日本福祉大学経済学部経済学科教授 曲田 浩和 氏 <p>○事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊明市：桶狭間からはじまる観光 ・半田市：地域に根差した歴史・文化を核とした広域観光振興 ・名古屋市：江戸の風情を残す有松地区の町並み保存
参加市町村からの 主 な 発 言	<ul style="list-style-type: none"> ・とよたまちさとミライ塾について、近隣市町村の方にPRしたい。ぜひ豊田市に足を運んでいただきたい。(豊田市) ・蟹江町「須成祭」の来場客の利便性を向上すべく、名古屋市交通局にも協力いただき、市バスの臨時バス運行を行っている。毎年開催される須成祭にぜひ来ていただきたい。また、名古屋市だけでなく、近隣の市町村とも交流し広域行政をこれからもすすめていきたい。(蟹江町)

(注) 蟹江町「須成祭」への市バスによる臨時バス運行は、平成24年度から平成29年度

(2) 平成29年度

区分	内 容
開 催 日	平成29年 8月21日(月)
テ 一 マ	圏域における学生の活躍と大学連携
会 場	愛知大学名古屋キャンパス
会 議 の 概 要	<p>○講 演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：学生の活躍と域学連携：地域実践教育の実際と課題 ・講 師：愛知大学経済学部教授 辻 隆司 氏 <p>○事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮市：大学との連携協定とそれに基づく具体的な事業 ・尾張旭市：尾張旭市における学生との連携状況 ・春日井市：高蔵寺ニュータウンの活性化に向けた大学連携 ・瀬戸市：瀬戸市居住促進のための地域の魅力収集と情報発信 ・東海市：平成29年度東海市大学連携まちづくり推進事業 ・豊田市：平成28年度学生によるまちづくり提案活動紹介 ・日進市：大学との協働のまちづくり ・名古屋市：学生タウンなごやの推進
参加市町村からの主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・ラグビーワールドカップ2019公式サポーターズ制度について、豊田スタジアムへの登録が多いほど、試合数、見ごたえのある国での試合が優先的にあてられる。ぜひご協力をいただきたい。 (豊田市)

(3) 平成30年度

区分	内 容
開 催 日	平成30年 8月23日(木)
テ マ	新たにぎわい拠点による圏域の魅力発信
会 場	KKRホテル名古屋
会議の概要	<p>○講 演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：文化財の保存・活用による観光振興 ・ 講 師：(株) 小西美術工藝社代表取締役社長 デービッド・アトキンソン 氏 <p>○事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大 府 市：大府市らしさを活かした駅前にぎわい創出 ・ 尾張旭市：尾張旭市まち案内での魅力発信事業 ・ 春日井市：グルッポふじとう（高蔵寺まなびと交流センター）での取組 ・ 蟹 江 町：須成祭を軸とした観光交流センターと地域の賑わい創出 ・ 江 南 市：複合公共施設整備による布袋駅東のまちづくり ・ 瀬 戸 市：瀬戸のツクリテを起点としたまちづくり創生事業 ・ 津 島 市：滞在型観光地域再生プロジェクト ・ 豊 明 市：駅前賑わい創出「エキカツ」を核とした商工活性・駅周辺機能活性化事業 ・ 名古屋市：名古屋城の魅力
参加市町村からの主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演で、観光で訪れている人のニーズを探ることが必要だという話があったが、その前、その場に来ていない人のニーズを調査することも必要だと感じた。(一宮市)

2 近隣市町村企画担当課長会議（広域連携に関する研究会）について

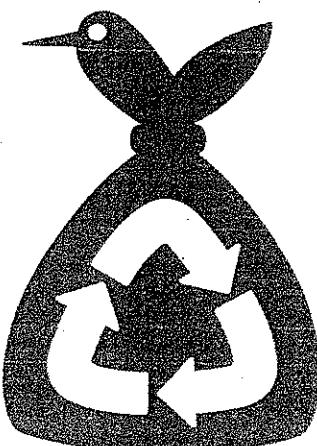
区分	内 容
趣 旨	将来の広域連携の課題を整理するとともに、その実現可能性を検討することを目的として、平成23年度に設置
構 成	本市及び近隣市町村の企画担当課長（39市町村）
開 催 実 績 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：平成30年 5月11日（金） ・第2回：平成30年 8月 3日（金） ・第3回：平成31年 1月25日（金）
主 な 成 果 等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と近隣市町村における広域連携推進に向けたネットワークの構築 ・本市及び近隣市町村における広域連携に関する各分野の広域的な協議の場等に関する意向調査 (平成29年度)

3 近隣市町村防災担当課長会議について

区分	内 容
趣 旨	本市及び近隣市町村の広域連携により、東日本大震災の経験を活かし、南海トラフ巨大地震への対応など、近隣市町村全体の防災力強化に向けた取組を推進することを目的に、平成25年度に設置
構 成	本市及び近隣市町村の防災担当課長（39市町村）
開 催 実 績 (平成30年度)	・平成30年 9月 7日（金）
主 な 成 果 等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を含む39市町村が一括して生活協同組合コープあいちと「災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結（平成26年7月） ・福田川水系流域による大雨等に伴う避難勧告発令等に関する情報共有体制を構築（平成26年5月） ・防災施策に関する意見交換会や各種防災訓練、防災講演会等への参加受入れの実施 (平成25年度～平成30年度)

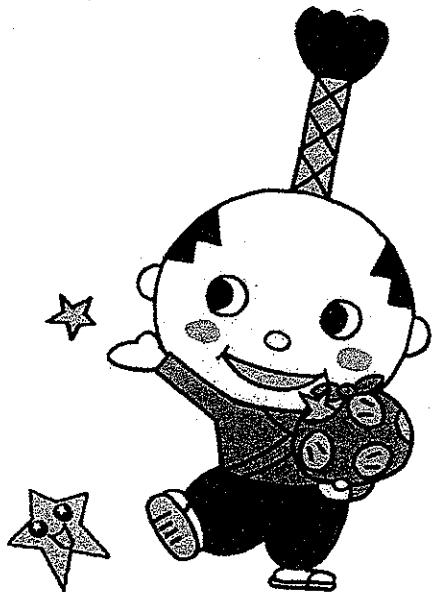
【参考：平成30年度における近隣市町村からの要望等】

事項	要望元	関係する 近隣市町村	所管局
名古屋市高速度鉄道6号線の「中村区役所」から「あま市七宝町地内」への延伸	名古屋市高速度鉄道6号線建設促進期成同盟	あま市 大治町	住宅都市局 交通局
バス路線の充実等	尾張旭市	尾張旭市	交通局
県営名古屋空港への名古屋市バス延伸	豊山町	豊山町	交通局
地下鉄上飯田線平安通駅と桜通線高岳駅間の早期整備促進	尾北地区広域交通網対策連絡協議会	犬山市 江南市 小牧市 岩倉市 大口町 扶桑町	交通局
地下鉄上飯田線平安通駅と桜通線高岳駅間の早期整備促進	名鉄小牧線全線複線化と名古屋市営地下鉄上飯田線早期建設促進期成同盟会	小牧市 春日井市 犬山市	交通局



ごみ非常事態宣言20周年

GO! MIRAI
そしてこれからも



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。